

平成22年2月26日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 一般質問
- 2 議案第67号 太子町総合計画基本構想について  
（平成21年）（総務常任委員会委員長報告）

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問

会議に出席した議員

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 井 川 芳 昭 | 2 番  | 清 原 良 典 |
| 3 番  | 中 島 貞 次 | 4 番  | 服 部 千 秋 |
| 5 番  | 長谷川 原 司 | 6 番  | 井 村 淳 子 |
| 7 番  | 中 井 政 喜 | 8 番  | 橋 本 恭 子 |
| 10 番 | 花 畑 奈知子 | 11 番 | 北 川 嘉 明 |
| 12 番 | 上 田 富 夫 | 13 番 | 村 田 興 亞 |
| 14 番 | 桜 井 公 晴 | 15 番 | 佐 野 芳 彦 |
| 16 番 | 熊 谷 直 行 |      |         |

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 局 長 | 上 田 眞 也 | 書 記 | 木 村 和 義 |
| 書 記 | 西 田 美智子 |     |         |

説明のため出席した者の職氏名

|         |         |             |         |
|---------|---------|-------------|---------|
| 町 長     | 首 藤 正 弘 | 副 町 長       | 八 幡 儀 則 |
| 教 育 長   | 寺 田 寛 文 | 総 務 部 長     | 佐々木 正 人 |
| 生活福祉部長  | 丸 尾 満   | 経 済 建 設 部 長 | 富 岡 慎 一 |
| 教 育 次 長 | 塚 原 二 良 | 財 政 課 長     | 香 田 大 然 |

（開議 午前10時00分）

○議長（熊谷直行） おはようございます。  
平成22年第1回太子町議会定例会第2日目  
におそろいでご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に  
達していますので、ただいまから平成22年第  
1回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたと  
おりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（熊谷直行） 日程第1、一般質問を  
行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答  
弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答  
弁は簡潔明瞭にお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問  
を行うこととなっておりますので、よろしく  
お願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、橋本恭子、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、子供の7人に1人が貧困状態であることについて伺います。

今、両親が職を失い、子供たちにしわ寄せが来ています。子供は悲鳴を上げています。先日、NHKで子供の7人に1人が貧困状態であるとの報道がありました。その中で、ある高校生は3人姉妹の一番上で、親が職を失い、パンの端や御飯は2日に1回の6回の食事のときに一回だけお茶碗半分だけの食事です。高校生なのでバイトをして、修学旅行に行くため13万円ほど貯金していましたが、生活費に入れて修学旅行にも行けませんでした。家族のために一生懸命バイトをして頑張っているが、学費も未納なのでいつ中退になるかわからないとか聞きました。姫路においてもこのような高校生が多くいると聞いております。

太子町において、最近、親が職を失い、給食代が払えない親が民生委員さんの証明書を書いてもらって、それを学校へ提出し教育委員会に出し、無料にしてもらう家族が増えていると聞いております。また、おなかをすかし給食しか食べられない、体もやせ細った子供が保健室へ行き、先生しんどいと言って、先生が、食事したと聞くと、朝食も夕食も食べられない、食べたくても食べるものがない、とてもかわいそうな子供がいると聞いております。

そこで伺います。6点伺います。

1点目、太子町の幼稚園、小学校、中学校で給食が払えない子供は何名いるか。

2点目、1日の主な栄養源が学校の給食だけという子供が保健室に来て、食事をとれないため、保健室の先生にパンやおにぎりをもらって元気になる子はいるか。

3点目、各学校園で民生委員さんから書類が出て、教育委員会に届け出が出ている貧困状態の様子を知らせてほしい。

それから、4点目、NHKで報道されているような高校生はいないか。

5点目、親が職を失い、子供の虐待につながる様子はないか。

6点目、親が生活や雇用で役場の窓口相談はないか。平成21年から22年2月までの状況をお伺いいたします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

まず、教育委員会関係のほうでございます。

貧困による給食費が払えない子は、把握はいたしておりません。給食費の支払いが滞りがち、また未納状態になるという児童・生徒はございます。

次に、保健室でパン等を食べる子はございませんが、育児環境により別室で登校後パンを食べさせたというようなことは、聞いたことは確かにございます。

次に、家庭の貧困状態は把握しておりませんが、学校における児童の行動観察等から家庭訪問等によって対応をいたしております。

次に、高校生の状況は義務教育以外のため把握はできておりません。

貧困による各項目の数字的なことや状況について、そこまで把握できていないのが現状でございます。

学校教育法では、経済的理由により就学困難と認められる学齢、児童は、生徒の保護者に対しまして必要な経費の一部を援助するとされております。本町における就学援助制度といたしましては、経済的理由により就学困難な児童及び生徒に対しまして、教育の機会均等の精神に基づき、義務教育を円滑に受けることができるよう援助を希望される保護者の方に対して、学用品などの就学上必要な経費の一部を援助する制度を設けております。

内容としましては、就学援助の対象となるのは太子町立の小学校、中学校に在籍する児童・生徒の保護者で、生活保護世帯の教育扶助を受けていない、そして生活保護世帯に準

ずる程度に困窮している等の理由によって教育委員会が認定した世帯ということになります。就学援助の費用は、文具等の学用品費と靴、上履き等の通学用品費、それと学校給食費、修学旅行費については実費を援助しておるところでございます。この就学援助につきましては、希望される保護者の申請によりまして一定条件を満たした就学困難な児童・生徒の保護者に対しまして、経済的な援助を行っているということでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 5項目め以降となりますが、お答えを申し上げます。

親御さんが職を失い、子供の虐待につながった様子のお尋ねでございますけれども、一般的には失業によりまして収入が途絶え、生活困窮が原因で精神的な不安定な状態が続くといったことで、児童虐待につながるということが考えられております。また、児童虐待につきましては将来の不安、また子育てによる悩みや不安、そういったことで親の子育て力、また思考力の有無が大きく影響をしているということが言われております。一般的に、児童虐待というのは潜在化といったことが従来からも指摘をされておりました。そういったことから、本町におきましても、お尋ねの実態、実数についてはつかめておらないというのが実情でございます。この職を失いといったことでの今般のお尋ねの件につきましては、問題件数としては上がっておらないということでございます。

次に、6項目めでございますが、親御さんが生活また雇用の面といったことで窓口相談があったかどうかということでございますが、本町におきましては、ご両親のうち職を失って、その職を失ったことによる相談といったことはございません。相談といえますのは従来からございます、子供さんを抱えられて離婚をされた母子相談といったことがございますけれども、職を失ってという昨年後半以降の、特にこの世相を反映した相談はない

というところでございます。

また、相談に来られた方につきましては、当然県の健康福祉事務所の母子自立支援相談員と連絡をとり合いまして、きめ細かな支援をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 それでは、何点が続けてお伺いいたします。

私はこの質問をさせていただくに当たり、子ども貧困白書を取り寄せて、NHKで言っていましたので、それでいろんなことを研究してみました。すると、今、次長が言われたように、就学援助制度が自治体においても格差があるように聞いております。その中で就学援助の対象範囲ですが、要保護とか準要保護が対象になるということで、準要保護に関しては生活保護を受けられないけれど、同じような貧困状態のある方のことを言うそうですが、生活保護の方は学校の給食費とか通学用品費とか学用品費とか修学旅行費が免除になるわけなんです。準要保護の場合は市町村によって一般財源化されておりますが、これについては少し差があるように聞いております。そして、憲法、今次長が言われたように26条においては、すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有するというふうに書いてありますが、やはり義務教育の場合はそういう市町村によっていろいろと授業料の無償化とか、そういうことであるわけですが、やはり地域間格差があるように思っております。今言われるように、修学旅行については生活保護の方は例えば国庫補助なんかで援助があるわけですが、準要保護についてはどのようなになっているのか。

それと、この白書の中に書いてあるのは、給食代においても私が調べたところによると、要保護と準要保護と学校によって、今給食代は無納がないというんか、入ってるように言われましたけれど、これは市町村が要保護と準要保護の方は援助しているかと思いま

す。だけど、小学校関係を調べてみますと、給食代を民生委員さんをお願いし書類を出されたという方が、斑鳩小学校の場合3名だったのが今申請が10名出るとか、太田小学校の場合40名が増えているとかというふうに聞いております。太田小学校の場合は21年5月の福祉文教常任委員会の資料では1,077人でしたが、今は1,080人ほど児童がおりますが、やはり最近、民生委員さんの話によりますと、すごくもう申請が多くなったと、私とこでも2件ほど増えているということでありましたが、学校については給食を無料にするということに対して、判定が年2回されるように聞いております。その中で、学校と民生委員さんと教育委員会でその判定はするというふうに聞いておりますが、最近出ておりますので、やはり生活苦でいろいろと難しい点があるかと思いますが、この判定について保護者の方は出して、ああ、何とかしてもらいたいなという方があるんじゃないかなと思っております。

それから、2番目の保健室でパンや食事をもって栄養源が給食だけという子供が、今、次長は太子町にはないと言われましたけれど、現状あるそうです、調べたところでは。それで、男の方は意外とそういうのを気づかれないかもわかりませんが、本当は保健室の先生がパンとかおにぎりを子供に与えてはならないとなっているらしいけれど、そういう貧困の、食事をとれない子供がいるために、太子町ではないけど、ほかの学校ではそういうふうに手だてをしているそうです。

それから、NHKで報道されているのはこの私立の学校の子供でしたが、私立の学校の場合、月の授業料が4万円から5万円というふうに聞いております。その中で2009年3月末、28都道府県の311校の回答を得、128の中学校の回答を、私立ですが、もらったところによると、生徒数、高校の場合は26万834人中4分の1の学校の回答率があつたんですが、途中で学校をやめている子供が幾らか1,000人中2人とか、3カ月以上学費を滞納

している子が66%、全体で言うと1,000人に3人ぐらいのところがあるんですが、過去で最も2009年3月末には多くなっているということです。それで、太子町の場合は把握されておりませんが、私立中学校、高校については0.5%、中退しているように聞いております。太子町としても義務教育は中学校までですけれど、現状を調べて貧困状態を見る必要があるかと思います。そして、子供たちは生活の状態が学校としては見えにくい部分がありますが、服装とか何かでそういうことで現状が先生方は教育現場でよくわかるかと思うので、そういうことは把握をしてほしいなと思っております。

それから、5点目について、今、太子町の子供の虐待につながる様子を、実態はつかめていないという部長のそういうことでありましたが、私、何年か前、五、六年前でしたか、ちょっと保育所を調べたときに近所の通報で虐待があつて、保育所の園長さんが訪ねていかれたとか、そういうことを聞いております。それについても、太子町としてはいろんな方向から実態を把握する必要があるんじゃないかと思います。

6点目についても、両親の相談はないということでありましたが、町長の施政方針でもありましたように、世間風潮が、きのう施政方針の中でも「誰もが支え合って暮らせるまちづくり」の第2項目めの中で、第3点目、地域で支え合う体制の確立の中で出ておりましたが、雇用環境の急速な悪化に伴い、余儀なく職を失われた方がたくさんあるかと思いますが、これについても経済建設の所管で緊急雇用対策の一環として、下水道の接続を未接続の関係で雇用を確保し、その方々を採用し働いていただいているというふうに聞いております。それで、もう少しNPOとか社協とかの関係で、相談に来られた場合、社協の貸し付けとか、そういうことをお勧めすべきではないかと思いますが、それについて何点か答弁お願いいたします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

まず、1点目でございますが、幼・小・中の給食費が払えないというんじゃないし、小学校、中学校のこの準要保護の関係で言いますと、今、橋本議員が言われましたように、準要保護では福祉文教のほうにも報告させていただいたところでございますが、21年度の12月末では小学校では97名、それと中学校では48世帯に対して支援をさせていただいているところでございます。

それと、食事ができずに保健室に来てパンを食べたりしている、それによって元気が出るというんじゃないし、それは私もなかなか朝御飯食べていない、それで担任の先生が別室で見えんところで要するに朝のパンなりそういうことを食べさせたというようなことは、それはもちろん聞いております。ですから、それが何人かというんじゃないし、それは年によっても違うでしょうし、そういうことは担任が気をつけてやっているというようなことは聞いているところでございます。

それと、3点目の各学校園で子供のそういう把握ができていくかということですが、これにつきましてはただいま答弁させていただいたんですけども、担任が家庭訪問する中で就学支援、いわゆるそういう制度がございますよというようなことで紹介をしたりしておりますので、どちらかといえば最近は何年々準要保護の家庭が増えてきているなという傾向にあるかというふうに思います。

それと、高校生。これにつきましては私どもの把握はできないという状況でございますが、教育委員会ではちょっと無理かなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 5項目めのご質問でございますが、過去には虐待といったことで件数的にも挙がっておりました。私、先ほどご答弁申し上げましたのが、この平成21年度、特に金融危機以降の派遣切り等々が

世間で言われ、職を失われたといった方の状況をもとにした答弁でございましたので、ずっと過去にさかのぼればございます。

虐待につきましては、法律も改正になりました。あらゆる人が虐待の発見といいますか、そういうふう to 努めるということになっておりますので、そういうことではネットワーク化をしておるということでございます。ただ、ネットワーク化しましても問題が潜在化をするといったことの深さというものはあるということでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 橋本議員。

○橋本恭子議員 それでは、今答弁いただきましたように、給食代については準要保護の家庭が増えているようで大変かなと思いますが、財政困難の折、申請が出ましたら判定のときに、太田小学校では3月5日に判定があるそうですが、やはりよく見据えて、大変な親御さんが多いので判定をうまくやっていただきたいと思います。

それから、虐待については発見の努力に努めるということでありましたが、それではよろしく願いいたします。

それから、親が生活雇用で役場に相談に来られたら、母子家庭の場合が多いということでありましたが、もしお父さんでも来られたら、優しくいろんな制度があることを教えてあげてほしいと思います。

それでは、2点目に入ります。

無縁社会の広がりについて。

都会で働き盛りの息子は住み、田舎で年老いたひとり暮らしの方が多くなっている。また、仕事の都合で親子別々に住んで、都会のひとり暮らしの方も隣人の顔も名前も知らない、近隣づき合いのない人が多いと聞いております。太子町もだんだん都市化になり、近所づき合いのないひとり暮らしの方が増えています。

先日、姫路市勝原区のほうでお弁当の配達の方が2日間そのままである、様子がおかしいと言われ、緊急連絡先の親戚に連絡された

ら、居間は電気がついている、テレビもついている、ふろの窓ががさがかかっていなかった、はしごで中へ入ると、死亡されて2日たっていましたということでありまして、すぐに警察が来たそうですが、殺人が大騒ぎしたそうですが、そうではなかったとのこと。

ひとり暮らしの方でも元気で外に出られる方は安心ですが、足腰が弱って家の中ばかりの病弱な方が太子町でも多く見受けられます。行政としてはどのように実態を把握されているか。

それと、若者のひきこもりの件で1つの例ですが、働き盛りのばりばりで仕事をしていた若者が急に解雇になり、親が病気になる看病するようになりましたが、外に出ることがなくなり、うつというか外とシャットアウトし人と話すのが苦痛になり、ぼおとして親の看病も放棄する、そんな人がいます。相生と太子町においても、小学校か中学校でいじめに遭って人間不信になり、高校にも行かず家に閉じこもりっきりの男性を知っています。

そこで伺います。

1、ひとり暮らしの方の75歳以上の実態と対応について伺います。

2点目、ひきこもりの若者の実態と対応について伺います。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） お答え申し上げます。

まず、ひとり暮らしのお年寄りの実態と対応でございますが、この平成22年1月末現在で494名がおられます。本町におきましても増加の傾向がございます。

その把握でございますが、災害時における要援護者の登録を兼ねまして、民生委員、児童委員さんを通じまして、行っております。そのうち、75歳以上の方につきましては、従来申し上げておりますように、地域包括支援センターから委託をしております社会福祉法人聖園さんとまほろばの里、2法人でござい

ますが、その職員によります自宅訪問を行いまして、身辺の状況の把握とか福祉サービスの紹介を行っておるところでございます、その状況を報告をもってお聞きしておるという状況でございます。

福祉サービスの例といたしまして、これもご存じのことなんです、24時間相談ができます、安心見守りコールがございます。現在112名利用されておりまして、従来の消防署との一方通行的なものに比べますと、非常に受信の内容も相談事項が多いようでございます。また、ボランティアによります給食サービスの利用、また介護予防のためのいきいき教室、地域のふれあいサロンへの参加を促しておりまして、地域で暮らしを継続していけるように支援を申し上げておるところでございます。今後とも、ひとり暮らし高齢者が生き生きと地域で生活できますように支援に努めてまいるとおるところでございます。

次に、ひきこもりの若者でございますが、このひきこもりにつきましては、テレビ等々でも報道されております。それによりますと、幼児期からの教育環境が大きく影響しておるということで、親としての子育て力、日常生活におけますところの親と子供さんの接し方等々が要因かなといったことが伝えられております。また一方で、この高度なIT社会の到来によりまして、生活する上では非常に利便性が高まっておるんですが、小さい子供さんのころからテレビゲーム等に時間を費やしまして、一人で遊ぶ習慣が身についておるということで、だれからも干渉をされないといったことを望みまして、生活をしている若い人が増えているんじゃないかといったことも言われております。人とかかわり集団生活を通して生きる力というのは培われるわけですけども、それらをみずから拒んで物事に対する無気力状態といったことがひきこもりにつながっておるというようなことが言われております。

本町におきまして、お尋ねの若い方の人数

的なものは把握はできておりませんが、相談件数としましてはこれまで2件あったというように報告を受けております。それらはいずれも社会福祉協議会が実施をしております心配ごと相談のほうにご案内をしたというところでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 橋本議員。

○橋本恭子議員 それでは、ひとり暮らしの方については494名、災害時の民生委員さんとのあれでそういうことでありましたが、75歳以上については地域包括支援センター、まほろばと聖園でしたね、その方々が自宅訪問され、安心かなという部分もありますが、それから安心見守りコール事業については110名ということで今部長より説明がありましたが、これについても私、平成18年6月の定例会でもひとり暮らしの老人対策についてお尋ねしたこともあるんですが、ひとり暮らししてても意外と女性は強く生きられて、生活の自立ができるわけですが、男性の場合は炊事とか洗濯とか、なかなか嫌な方というんでしょうか、できない方が多いので、私は心配しております。病弱な方が、特に私は心配しておりますが、去年からでしたか、町長の施政方針にもありましたように、安心して老後が迎えられるために、ひとり暮らしの高齢者のために安心見守り事業が継続されておりますが、これは緊急通報装置の後、そういうふうに移行したかと思いますが、これ設置するに当たり個人負担があって、全員がされているようには思っておりません。だから、110名のうち何人かはしたいんだけど、自己負担があるのでちょっとためらっておられる老人があるかなと私は想定しておりますが、それについて伺います。

それと、今ひきこもりの若者についての実態を把握されていないようですが、過去には2件ほど相談があって社教の心配ごと相談に相談していただいたということでありましたが、一つの例ですが、ひきこもりの若者に対する支援を東京の足立区では若者の自立塾と

いうのをNPOと民間とが組織を連携しながらつくって、プログラムをつくりながら効果を上げていると聞いております。それで、兵庫県の場合は「やまびこ」という若者の集団で生活して自立ができる、そういうところがあるようにも聞いておりますが、太子町として県立のやまびこに行かれているような若者はあるのでしょうか。それについて伺いたいと思います。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、安心見守りコールのお尋ねでございますが、設置に際しましての費用といったことは求めておらないというように思います。

それから、やまびこへの太子町内の方のお尋ねでございますが、実数についてはわかっておりません。

○議長（熊谷直行） 橋本議員。

○橋本恭子議員 それでは、いろいろちょっと無縁社会が広がりつつ全国的にありますので、お年寄りについては地域が連携をとりながら、勝原の例のこのないように地域が支えていってあげる、そういう組織体制というんでしょうか、連係プレーをしてほしいと思います。

それと、今若者については把握されていないようですが、私も何人か知っておりますので、もし相談があれば早く社会復帰していただくために、こういうところがあるんですよと行政として指導していただいて、いい方向に向かえるようお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（熊谷直行） 以上で橋本恭子議員の一般質問は終わりました。

次、上田富夫議員。

○上田富夫議員 それでは、通告に従いまして質問いたします。

学校給食について、一遍で全部7つまでお尋ねしてます。一遍でいきます。

できましたら、次長は2年間おつき合いしたんで、次長のおっしゃることは大体わかってますんで、教育長か町長にお答えをいただ

きたいと思います。私見で結構ですから、難しいこと聞いてませんので、教育長なら教育長が感じられとることをおっしゃっていただいたら、それで私はいいんですけども。

そいじゃ、お尋ねいたします。

まず、学校給食についてですけども。

洗剤混入事件で教育委員会は総括をしてきたわけなんですけれども、その総括についてはここに資料をもらっとるわけなんですけれども、これが総括とはとてもじゃないが言えない、言えんようなもんなんです。それ以降、学校給食会等でいろんなことをおっしゃったり、それから教育委員会でもいろんなことをおっしゃってんですけども、あちこちでいろんなことをおっしゃるんやなしに、きっちとした教育委員会としての総括というものはして、これが教育委員会の総意の総括やというふうなんを出すべきやと私は思うんですけども、そのことについてお尋ねいたします。

それから、2点目ですけども、学校給食の運営と会計、かなりの金額になるわけなんです。学校給食というんは。学校給食会の会計ですけども、ここにいただいとんですけども、会計で会計監査も何ら異常なしというて、会計監査が出とんですよ。給食会の棚卸し、わかりますね、食材の棚卸し、これが決算上はゼロなんです。ゼロということはまずあり得んでしょ。たとえばしょうゆの1瓶、油の缶の一つ、砂糖の1袋、必ず残るはずなんですわ。だから、それを棚卸しするというのは、企業でもどこでも一緒ですけども、棚卸しせなんだら決算できんのですよ。だから、必ず棚卸しするんですけども、ゼロっちゃうのはよほど特殊な場合でない限りゼロでないはずなんですわ、それがずっとゼロでしょ。その辺について、実際まともな会計がやられとんかどうかということについてお尋ねをいたします。

それから、3番目ですけども、米飯の給食ですけども、学校給食会の会議録を見ますと、委員の中から米飯を増やしてくれ

という要望が出てますね。それについて当局のほうは、いろんな諸般の事情によって米飯を増やせへんと、現状増やすのは難しいという答弁をしてますけども、本当に真剣に考えてどこどこが問題があって増やせんのかということについてお答えをいただきたいと思っています。

4番目、地産地消ということで、給食の食材というのは、新聞の社説の中にでも出とるわけなんですけれども、どういうことを言われとるかということ、昔からですよ、明治の以前から、ずっと紹介したら長くなるんで言いませんけれども簡単に言いますと、自分の住む土地の、昔のこっちゃからより四方、自分の住む土地のより四方以内でとれるしゅんのもを食するというのは人間にとって一番体にいいんやと、健康にもいいと。今みたいに中国からや外国からやというて世界じゅうから、これはやむを得ん状態なんですけども、できれば、できればやっぱり地産地消というのがもう何よりも理想的やと。戦後コッペパンや脱脂粉乳で始まった学校給食が、今やそうやないでしょ。学校給食法も改正されて、栄養が目的の給食から食育へと転換したわけですよ。それから、地元の食材を使うということは、いろんな面からいうても、今やまあ常識になっとるわけなんですけれども、太子町は年間、学校給食の食材、金額で幾らぐらい使っておりますか。それで、そのうち地元の食材に幾らぐらい払っておりますか、お答えいただきたいと思います。

それから、5番目に調理を委託しとるわけなんですけれども、本当に委託というのがベターなんですかね。家庭の主婦というのは、何十年も包丁を握ってなべで調理するわけすわね、これ職人なんですわ。だから、しかも自分たちの地域、あるいはひょっとしたら自分の子供かもわからん者に料理をするわけですよ、もし以前の直営で調理しておったような場合には。その愛情というか料理に込める気持ちというのは、時間から時間働いたらええという、そういう人たちが料理するのと

は私は全然違うと思うわけです。そういうことも考えて、本当に調理というものが合理化というか、コストだけで考えていいのかどうかというのもあるわけなので、その辺について教育長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

6番目に、地産地消というのは先ほど言いましたけれども、学校給食だけで太子町でとれる米の、例えば学校給食を今は週に3回が米飯で、それを全部米飯にした場合には太子町で今とれる米の5分の1ぐらい使うんと違うのかなと思うんやけども。だから、太子町は半分休耕田ですからもったいない話で、休耕田というのは僕は宝の山や思うてますからね。草生やしてほっとくというようなことせんと、町が率先して田んぼの新しい農業のあり方というものを考えて、給食というのは主なまとまった消費ですから、そこを核にして農業の育成、ひいては産業の育成につながるというようなことをされたらどうかと思うわけなんですけれども、これは町長のお考えを聞いておきたいと思います。

それから、7番目についてですけども、契約についてですけども、契約というのはずっと以前から指名競争入札をとってきとったわけなんですけども、一般競争入札がいいと言いながら、地域の企業を育成するためということでそういう形をとってきとったわけなんですけど、最近は随契という見積入札の形で非常に不明瞭なことが起きて、しかもその落札率が99%を超えていますね。こんなことが普通常識で考えられんような入札、落札金額というのは改めないかと思うんですよ。結果的になったんやとおっしゃるわけなんですけれども、結果的になったということは談合した結果そうなったのか、あるいは入札の見積金額を漏らしたからその結果なったのか、どの結果というのははっきりさせてほしいんですよ。ほんまに自由に全くの競争で99.何%というのが何回も続くというのは考えられん。そら、まぐれということがありますから、下手な鉄砲も数打ちゃ当たるというて、たまに

は当たることはあるけども、今回のようにずっとその99を超えるちゅうのは、それはだれがどう考えたって不自然ですからね。税金はみんなのもんなんですから、毎回言うようにすけれども、町長のもんでもないし、行政のもんでもないし、税金は町民のもんなんです。だから、公平に正しく使ってほしいというのが私の願いなんですけれども、その契約について何かおっしゃることがあればお答えをいただきたいと思います。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

洗剤混入事件につきましての総括ということでございますが、私ども特別委員会、また常任委員会等々でご説明を申し上げたとおりでございます、この事件については故意に洗剤を投入されたということで、児童・生徒並びに保護者の方々には大変ご迷惑をおかけいたしまして、非常にまことに申しわけなく思っているところでございます。事件以来、現場職員、また調理業務の監督者としても衛生管理を徹底しまして、安定した給食の提供に努めておるところでございます。

それと、2点目の学校給食会計の棚卸しについて、棚卸しの金額がゼロじゃないかということでございますが、これにつきましては基本的にはご存じのように我々の官庁の会計を単式簿記でございますが、それを準じてやっているということでございますので、その中でもそこに今、上田議員が言われたように、しょうゆ何本残っとるとか、油関係、てんぷらの油が何斗、1斗缶が残ってるということになれば丸々上がってくるんでしょうけども、会計3月末にはなるべく使い切るようにということで、封をあけた状態で何ぼか残っておるんではございましょうけども、そういうふうなことにはなっていないということで聞いております。

それと、米飯給食のあり方について町の方針は、米飯を増やせない理由ということでございます。これは上田議員が今おっしゃった

ように、米飯については週2.5回でございます。これについては今のセンターでは米飯は1,500食、1日で炊いているところでございまして、あとざっと4,000食でございますので、今それには対応できないということでございます。ですから、これを4,000食、米飯給食全部するということになれば、今の米飯を炊く機械、それを少なくとももう1基を増やしていかなければならないだろうということになります。それにはスペース的なこともございますので、今の現状でやれということなことは到底無理だろうと、1つの機械をこれ例えばずっと使うのであれば、それはできません。しかしながら、例えば2時までかかるとか、その時間内にはおさまらないということになるかというふうに思います。

それと、4点目の給食の食材を地元で求めるかというようなこと、昔から言われております地産地消、より四方、そのとおりでございますけれども、給食の食材につきましては国内産で産地・製造者の確認のできる食材を確保することを考えております。国産、それから兵庫県内産、それと地元ということを原則にして、安心・安全な給食の提供を第一に考えて食材を選定しております。また、価格については業者から見積もりを徴しまして、同時に商品の見本の提供をいただいて、両方吟味しながら選定をしているということでございます。それと、またこれからも地産地消を推進するためには、野菜においては太子町の夕市部会からの購入、みそにつきましては加工グループ、またはタケノコにつきましては松尾農産加工組合から購入しておりますので、可能な限り今後も継続していきたいというふうに考えております。

それと、地産地消、それとあわせてですけども、太子町の米の話なんですけども、太子町は減反して大体今240ヘクタールぐらいだろうと。全体的には480ヘクタールぐらいでございます。生産量は大体240ヘクタールで1,000トン、太子町全部つくと2,000トンぐ

らいになるだろうということでございますので、給食センターでその5分の1は使っているか、それは当然そこまでは使ってないということになるかと思えます。

それと、委託の件でございます。これにつきましては、ご承知のように44年1月にセンターが開所して以来、36年たっておるわけでございますけれども、この本町の地形、また行政区域から共同センター方式で取り入れて効率的であるということと継続してきたところでございます。そして、20年度からは調理業務を直営から民間委託に切りかえたということで、効率的に運営ができるというふうに私どものほうは考えておるところでございます。

それと、ここに聞かれてました、第三セクターや自校方式というようなこともございますけれども、これにつきましては今後の本当に給食のあり方、効率的を追求していくんか、それを今議員のほうが言われましたように自校方式で子供らに直接見れるような格好でやっていくんか、これについては今後本当に根本的に給食センターをどうしていくかということの中で協議を今後はしていくところではないかなというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） 地産地消の関係で6番でお聞きをされているところでございますが、もう先ほど次長のほうからも報告がありましたように、できるだけ地元からの供給ということは考えておるところでございますが、しかし、今給食センターの運営につきましても、やはり安定供給ということも考えておかなければいけない。また、業務の効率化というようなところも考え合わせながら、現在のところは太子夕市部会ですか、そちらのほうからも食材を入れていただいておりますのでございますが、これが年間通して可能であるかという、なかなか難しい問題もございます。また、みそ関係ではできるだけこの太子みそを使っていただくというようなことで

考えております。

また反面、地元でとれたものといいますが、そうしたものを大きく広げていくという、大々的にやるというようなところは、先日道の駅みつがオープンいたしました。うらやましいなと思いましたが、たつの市御津町には海のものが年間常時供給され、また野菜関係ですね、そうしたものも成山新田等々のほうからもふんだんに供給ができるというようなところで、また生産者もはっきりと明示されて置いておられたというようなところでございますが、今太子町でそうした作付から手がけていかないと、今現状ではなかなか難しいなという思いでございまして、おっしゃってますように休耕田がたくさんあるじゃないかということで、その休耕田を一括してやれるかということ、なかなかその方策が、個々の地権者もございますので、難しい問題になろうと思います。でき得るだけ今の夕市部会をいかにして活性化させていくかというところは今後とも考えていきたいなと、このように思っております。

また反面、太子みそのほうは東京の県人会を通じてある程度の消費が、また注文が町のほうに入ってきているという現状でございますし、そうしたところは我々も機会を見つけて地元の食材関係等々はアピールをしていきたいと、このように考えるところでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 随意契約のことでございますが、99%以上ということで、談合か価格を漏らしているのかというような疑問もあるということでございますが、この随意契約のあり方につきましては、改善すべきところは改善していこうという姿勢ではございます。町の内部の入札検討委員会におきまして、この22年4月より地方自治法の施行令の原則を尊重いたしまして、130万円以上の工事、また業務の委託等50万円以上のその他のものにつきましても、入札にするというこ

とを決定いたしております。今まで見積入札としていたところもございしますが、今申し上げましたような形でいこうということでございます。ただ、施行令167条の2第1項の第2号から9号までの随意契約、これは緊急性とか競争入札に付することが不利と認められる場合ということでございますが、そうしたものににつきましては内容を十分に精査しながらその取り扱いでは尊重してやっていきたいということでございます。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。ご指名がありましたんですけれども、次長のほうがより詳細で経緯をよくわかっておりますので、ちょっとそのほうが適切だと思ひまして答弁をさせていただきました。

その中で、調理について親は職人であるというようなことがございました。全くそのとおりでございます。親の愛情がこもった食育、食事というものによって、子供は健やかに育っていくものと私も信じております。その中で親との会話、親とのその恩というんですか、感謝というんですか、そのものもはぐくまれていって大人になっていくんじゃないかならうかと思ひます。

ただし、今の現状で学校のほうで遠足並びに宿泊的集団行事をもちまして、1食の弁当を要求しましたにもかかわらず、ファストフードというんですか、その辺のコンビニで弁当を持参させる親が多うございます。今の社会風潮というんですか、社会情勢によってただ1食の弁当がなかなか入りにくい状況になっております。そういう中で、これからもやはり学校給食というものを続けていかなければならない状況が続いているわけでございますので、よりよい給食を目指していきたいと思ひます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 くどくどと言いませんけれども、きのう意見書も出し、それから特別委員会の審査意見も出させてもらったんですけ

れども、きのうのきょうやからまだ何か読んでもうとらへんような答弁になるわけなんですけれども、一つしっかり読んでいただきたいと思います。

塚原次長にはもう言うたってしゃあないから言いませんけど。ただ、教育長、これからどうかと思うんやけど、前の教育長は事件が起きたときに給食センターへ行かれたんですよ。そしたら、そこで働いとった女性の方々、どない言うたと思う。あそこの事務所で偉そうにふんぞり返っとったらしい。ほしたら、あの偉そうにしようおっちゃんだれや言うて、みな言うたらしいんや。それぐらい給食センターに無関心やったということなんですよ。びっくりしたんですよ、私は。少なくとも1週間に1遍ぐらいは足運んで、頑張ってもらいよんなど、気をつけて給食つくってなぐらいな声をかけとったら、あんなことにはならなんだんですよ。それが教育長の顔を知らなんだと。これがあつこのああいう事件を起こした、僕は根本的なところがあると思うんですよ。

だから、とりあえず人なんですよ、人づくり、これが太子町には一番私は今求められておと思うんです。先ほど町長がおっしゃったように、よその町がいろんなことを太子町にないものがあってうらやましいなど、太子町もあんなやたらなというようなことをおっしゃったんですけど、私はよその町へ行ったときに聞かれるのは、太子町ぐらいええとこないでと、仕事するのに商売するのに。何でやと言うたら、あんな小さいとこにあんだけ人がおるんやないかいと、人がおるということは購買力があるんやと、それを自分とこで買わさんと、みんなよそ行って買わせよることは地元がのそいさかいや言うて。よそは過疎化のとこは、いかにしてよそから人に来てもらおうかというて一生懸命知恵絞るわけですよ。ここは寝とったって人寄ってくるから、努力せんわけです、太子はね。そういう面で、夕市の人に言うたことあるんですけども、作物つくるより人づくりなど。人づ

くりがまずは大事、第一ですよというて言うたことあるんですよ。夕市の人もそういうところがあるんですね、太子ではなあ言うておっしゃるんやけど、太子ぐらいいいとこないと思うんですよ。

そういう面で教育長、もう少し学校だけやなしに教育委員会が管轄しとる、むしろ学校というよりも日の当たらんというたらごつとい語弊あるんですけど、勝手に当てんようにしとるだけで、それじゃいかんのですけども、ふだん余り気にかけてないところこそ気を配るということが、私は管理者としての一番大きな責任やと思いますよ。

トヨタの社長がアメリカ行って何を言うたかというたら、結局今まで末端の販売店に行っていないと、社長自身が。非常に申しわけないと、これからは来ますということを書いてましたけど、あれ当たり前なんですよ。末端のことを知らんねんて、一番、社長、偉い人は。町もやっぱり偉い人は末端のことを知らないかんのですよ。

そういう意味で、教育長はまだ就任されて間がないですけども、もう少しやっぱりその辺の気配りというのををされると、給食問題についても二度と起きないと思います。それにはまず教育長、一遍調査してみずから一遍総括してみてください。これ出てっとうというたら、総括ちゃうんですよ、これ。設備の改善とかね、施設の管理とか調理器具とか、こんなもんが総括やと出てきとんですよ。一遍これ、まだ教育長、多分見られたことないと思うんですけども、一遍見てください。これは事件の経過報告であって、こんなの総括でないから、一遍自分で総括してみてください。人頼みやなしにね。自分できちっとされるということは大事やと思います。それ1点、お聞きします。

それから、学校給食会の会計が不正がないとおっしゃいましたけども、ほいたら全部出してってください。そないおっしゃるんやったら、納品書から全部出しててください。そんな棚卸しがゼロというようなこと考えられへ

んやないか。あんた、仕入れの金額、年間幾らですか。お聞きします。仕入れの金額、まずそれをお尋ねします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをします。

学校給食会計の決算書をお手元に持っておられると思いますので、それを見ていただいたらわかるだろうと思いますけれども、1億6,700万円程度ですね。それと、今ちょっと言葉足らずになったんですけれども、地元の太子夕市部会が167万2,000円、私が担当しとるときは七、八十万円だったと思うんですけど、倍ぐらいになってるなあというふうに感じております。ですから地元は、太子の加工グループ、夕市、それと松尾農産で230万円ほど、2%ぐらいですか。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） いや、上田議員ちょっと待ってください。教育長の総括って言われたのは……

（上田富夫議員「いや、そりゃもう要望や」の声あり）

要望でいいですね。答弁は要らないね。

上田議員。

○上田富夫議員 自分で総括をしてもろうてまた聞きます。

おっしゃるとおり、1億六千百何十万円ですわね。通信費が十何万円ありますから、一応ざっと1億六千余りですわ。それだけの食材を動かしよって、そんなもんゼロということ考えられる。1億6,000万円の食材ですよ。どんな決算しよるかわけわからへん。ほんまにゼロ。

そうやったら、僕は2月、3月に仕入れた物の何を見てみたいんや。そら大体使い切るわな、食材やから。けど、油とか砂糖とかしょうゆ、あそこ缶缶で置いてあるやないかい。油なんか1斗缶でこんな積んであるやないかいな。あれ油と違うんかいな。しょうゆも積んであるで。この間倉庫見てたらそうやがな。

だから、こんなもんぐらいいえやろという

ようなやり方はだめなんや。決算というのは、いや、こんなこと私は言う必要ないんやけども、1円まで合わないかんのですよ。それが決算ですな。それがゼロっちゃうのはこれはもうどう考えても、予算ならわかりますけど、決算でゼロっちゃうのは絶対、そらやっぱり幾らかあったら、それは金額に換算して例えば、極端な話ですよ、しょうゆ1升あってもそれは金額に換算して幾らやというて棚卸して上げるべきです。それが正しい会計のあり方ですから、もうあんたに言うてもしょうがないから言いませんけど。

それから、米飯のこと、もう塚原さんよろしい、あんた。米飯のことについて今言うのと違いますな、前から言うところですよ、我々は委員会。当然、教育長も町長に仕立て耳に入っと思うんですけれども、南国市へ我々行ってきまして、調査をしてきました。当初はいろいろトラブルたという話を聞いたんです。そのトラブルというのは、調理についてのトラブルやなしに仕入れ先のトラブル、いわゆる県の指定したところから買わんと地元で食材を調達するということについて、かなり県とあつれきがかったということをお聞きしました。しかし、地産地消ということで乗り切ったと。そのときに、米飯の炊飯器で一升炊きで17人の給食ができると。ですから、1学級で2個あれば間に合うわけですね。それで、言うたら廊下みたいなところに並べてやっ取るわけなんですけれども、それを炊けたら子供たちがよそって自分らで食べると。一番の効果は、やっぱり非常にあったかいものがその場で食べられるということで、食べ残しがなくなったと。日本は今飽食の時代で、片や貧乏で食べられんという人が世界じゅうで、日本じゃなしに世界じゅうでアフリカ等含めて何億という人がおる中で、日本ではどんどん食べ残しで残飯を捨てていくというようなことなんですけれども、そういうことが太子町で10%ですね、今食べ残しが。データもらとんでは約10%、1割ですわ。それをなくするというだけでも、私

は大きなことやと思うんで、炊飯器方式でやると。

ただ、困るのは共営食品という会社が今太子町の米飯を委託で炊いてるわけなんですけれども、そこが困るから炊飯器での切りかえはできんという、そういうことですか。その辺は全然関係ないんですか。契約が県の体育協会と契約して、体育協会が共営食品と契約して、共営食品が太子町に納品するというややこしいことになっとなすけれども、これ共営食品と直接というわけにはいかんのかな。体育協会にどういうながあるんか知らんけど、食品の仕入れも体育協会が結構多いんですよ。もうトップですわ、仕入れの中でやったら断トツトップ。

だから、その辺の道筋を変えることによって、僕はもっと合理化もできるし、給食のあり方というものを換えられると思うんですけども、その辺の考え方を変えるというわけにはいかんもんですか。なかなか難しいんですか、変えるということは。いかがですか。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） これ教育委員会部局のご質問でございますが、今上田議員さん、この炊飯方式というようなご提案も以前からなされております。お聞きいたしますと、一升炊きで1升炊けば17人ということが言われておりますが、炊飯だけはそれでいいかもわかりません。しかし、その前座の米とぎからずっと準備、それから食器の片づけ等々、そうしたものを考えますと、なかなか一気にそういうことを踏み切るということはできないと、このように思うところでございますが、今先ほど来、次長のほうが答弁いたしておりますように、太子町の面積22.62平方キロ、そうした中で小・中学校、幼稚園の給食提供、これは各それぞれの学校でやるのではなくして、センター方式をとるのが一番効率がいいだろうということで、今センター方式で給食を提供しているというところでございますので、こうしたところをやはりじっくりと、そういうことは新しく取り組むべきこと

は慎重に対応していくべきだと、このように考えますので、また教育委員会とも十分話し合いをしていきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（熊谷直行） 上田議員。

○上田富夫議員 じゃあ、じっくりというのはわかるんですけども、まないと上げてくださいな。それから、料理すると。まないと上げると、陰でござござやるというんじゃない、まないとの上に上げるということは町民の意見を徴するということですね。ほいで、広くやっぱり英知を集めて、こういう学校給食のようなものは僕はみんなでわいわいがやがややるということがいいと思うんです。

私これ18年、19年、ずっと読ませてもらうんですけど、今回の施政方針の中でやっと出てきたというのがこの食のことですよ。望ましい食習慣や食材等について学ぶ機会として活用し、推進いたしますというたったこれだけなんですけれども、ただたったこれだけでも出てきたん初めてですわ。今までは、建物を建てる建てる建てる、改築する、そればかり出とったんですよ。もう食のことについて全然出てなかったんで、やっと出てきたんで私喜んでんですけども、本当に真剣にこれ施政方針の中でおっしゃってますんで、ぜひ。いや、炊飯器についてはいろいろ研究しとんですよ、ほんまに。ただ思いついて言いよるわけでないんです。だから、我々としては研究した上でいいなということで、いいんと違うかなということで提案してますんで、そんなええかげんなことでええさかいに言うて、よそもやりよんさかいやらんかいというそんなもんやないんですよ。だから、町長も今回ほんまにこの施政方針の中で食のこと、それからもう一つは大事なことおっしゃってるでしょ。今まではとにかく基本目標、町の基本目標“和のまち太子”の実現に向けというのはずっと続いとったわけなんですけれども、今年やっと基本理念というのが出てきたでしょ。ここに、活きるまち、誇れるま

ち、つながるまち、安心のまち、これ基本理念でしょ。だから、やっと出てきたんですよ。これ大事にして理念を育ててやっていきたいと思いますんで、一つそのことについても次回お尋ねしますけれども、あともう一人あると思いますんで、この辺でおきます。

○議長（熊谷直行） 以上で上田富夫議員の一般質問は終わりました。

次、中井政喜議員。

○中井政喜議員 失礼します。

通告に従いまして、中井政喜、一般質問をいたします。

既に当局には通告をしておりますので、明快な回答をいただくことを期待しておりますので、よろしくお願いします。

それでは、質問に入ります。

我がまち太子町は、近年、太田、石海、斑鳩校区で年々新たな中小規模の商業施設ができ、太子町は着実に商業地化の様相を呈している傾向にあります。また、町内の市街化区域では、宅地開発による数多くの新興住宅、集合住宅等が建築されて、新たに居住される人たちが最近の太子町人口は3万4,000余名となり、今では県下12町にあって人口規模で一、二を争う雄町となっています。その背景には、地理的にも恵まれ、阪神間への通勤、通学へのアクセス等近隣市への道路網の利便性もよく、また昭和47年に自然と調和のとれた播磨のベッドタウン太子を目指した総合基本構想を定め、今日まで幾度となく計画の改定等紆余曲折しながらも、公共施設の充実、ライフラインの整備等々に力を注いできた結果、住民が住み続けたい町、暮らしによい町になってきたからだと推察します。

しかしながら、住む人たちの増加とともに、地域での課題も増加し、多種多様となることは必然的に生じてまいります。町内4校区で暮らしに関係する道路の安全対策、環境問題等々、また学校教育に関しての幅広い問題が懸念されております。よって、以下の点について質問をいたします。

1点目、太子町各自治会からの要望書、ま

た保育園を含む学校関係の保護者から町行政に対する要請項目の対応について、以下の点についてお尋ねします。

まず、平成21年度現在、集計で何件あり、施工を実現できた件数とその事案内容の説明をお願いします。

次に、施工実現に対してどのように判断しているのか、また優先順位の基準的なものがあるのかということもお尋ねをします。

次に、要望書・要望項目等で過去3年以上実施できなかった件数、その事案の理由と今後の対応について説明をお願いします。

次に、鵜飼自治会地先で昨年来より問題になっている町道域内の不法投棄の、特に国道2号線の道路橋脚付近に粗大ごみがたくさん放棄されております。その処置、またその周辺地に個人の所有地ですけれども、廃品ほかいろいろな物の野積みがこの委員会でもいろいろと問題にされ、また常任委員会の中でも指摘をしてきておるわけでございますけれども、その業者との話し合いがその後進んでいるかということで、先ほど来2月10日でしたか、福祉の常任委員会でもいろいろと担当課長のほうから警察との取り組みで業者に申し入れをしたということで聞いております。そういった関係で、今後この問題についてはなかなか今までは延ばし延ばしきっているわけですが、町当局としてどういう考えでえられるのかということも聞いておきたいと思っております。その中で、きょう朝、実を言いますと、この2月の末に業者のほうで対応をしてその処置をしていくというようなことを委員会で聞いております。私はそれは期待して現地を見てきたんですけれども、全く変わっておりません。残念だなあとと思います。まだ日程的には2日あるんでそれはいいとしまして、どうかなと懸念するところでございます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

私とこの部では、産業経済課では9件要望がございます。その中で、中身につきましては、農業ポンプの修繕とか暗渠排水、池のゲートの修理など4件を施工済み、もしくは現在実施中でございます。

それと、街づくり課ではカーブミラー以外の要望が22件ありました。そのうち11件が対応済みでございまして、主なものとしまして水路壁の補修とか側溝ぶたの補修、転落防止さくの設置、その他標識等の設置ということでございます。

それと、カーブミラー、道路反射鏡につきましては、14件の要望がございます。その中で、設置済みが5基でございまして、予算の都合上、次年度に3基を予定いたしております。

次に、施工実現への判断や優先順位ですが、そのもの自体の必要性とか緊急性、安全性、事業規模とか財源とか、いろいろその辺を総合的に判断して実施いたしております。

それと、3点目の3年以上未着手という件でございますけども、これにつきましては雨水幹線の枝線というものがございまして、これは道路と並行して走っております。そういったことの中で、道路の施工と同時期になるといったことから道路の改良がまだ十分な地元との協議が進んでおりませんので、その雨水整備につきましてもまだ実施できていないといったことでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。  
○生活福祉部長（丸尾 満） 生活福祉部関係の要望でございますが、平成21年度現在11件ございます。そのうち施工が実現できたもの、今後予定をいたしておるものが8件、含めまして8件ということで、未施工というのが3件ということでございます。その未施工の部分につきましては、後にも出てくるかと思うんですけども、自治会での設置の範疇であるというものが2件、あと一件は電線がないということで物理的に設置ができないといったことで3件が未施工ということでござ

います。

施工に向けての判断でございますけれども、優先順位的な基準があるかどうかということですが、防犯灯につきましてはやはり防犯対策といった面が強うございますので、現地の状況を見まして、できるだけ要望にこたえるというところで、具体の基準というものはございません。

3点目でございますが、過去3年以上実施できてない件数のお尋ねでございますが、5件ございます。先ほども触れましたが、現地調査の結果、やはり自治会が設置をするという、自治会の範疇といったものが3件ございます。電源等がなくて、物理的に設置ができないといったものが2件でありまして、いずれも要望いただきました自治会長さんには当然協議をいたしまして、ご理解をいただいたということでございます。

それから、4点目でございますが、鵜飼自治会地先の問題でございますが、先ほど議員さんのほうからも言われましたように、この2月の常任委員会のほうでお答えをした内容と重なるかと思えます。昨年末12月25日でございますが、鵜飼自治会より太子町並びにたつの警察に対しまして、交通障害、環境悪化事態の改善要望書が提出をされました。自治会の方々とともに、たつの警察の交通課、生活安全課の担当者とともに現状の報告をするともに、改善について協議をいたしたところでございます。

その内容でございますけれども、敷地内に対しましての指導というのは法的に無理であると。道路上のものについては、これはもう当然交通の妨げになりますので、交通課より警告等の通告をし、改善が見られない場合は処分等の措置をするということでございます。

年末に交通課より警告をしたというところで、ある程度の改善はそのとき見られたんですが、その後たつの警察の生活安全課から物の整理をするように指導をしたというところでございます。その結果、1月末をめぐって場

所を移動すると、それまでに整理をするのでということでございましたので、様子を見ておったんですが、業者のほうから1月末までに移動ができなかったので、2月末に移動するのでそれまで待つてほしいといった連絡があったということで、現在その様子を見ておるというのが現状でございます。

町の対応としまして、そういったところで現状注視というところでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 教育委員会関係では、学校関係の保護者からそういう要望があるかということでございますが、私も教育委員会へ直接保護者からの要望事項ということはございません。しかしながら、毎年1回、私も教育委員会と小学校、中学校、先生らと教育条件整備ということで協議を重ねております。その内容としましては、施設の充実について、また危険箇所の修理とか改善、それと教材備品の増設はできないとか、そういうような予算の増額等々について協議して、できるところから順次整備をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 中井政喜議員。

○中井政喜議員 いろいろとかなりの件数が出てきてるなというのが実感としてわかりました。その中で、一件一件言いますと時間もかかりますので、それはさておきまして、何点かにだけ絞らせていただきます。

まず、経済建設部長のほうから言われた雨水幹線の道路と並行してその要望に対するというようなことも答弁をいただいたんですけども、当然のことながらそういった工事については効率ということで、そのときに一緒にやるというのは当然のことかと思いますが、予算の関係もあると思いますので、一応これについてはやる方向でおられるというふうに理解しておりますが、大体めどとしてはいつごろされるのか、またその場所はどこなのかということの説明をいただきたいと。

そのほかにつきましては、カーブミラーとかいろいろあったんですけども、その辺はもう私も担当の経済建設の所管にありますので、その辺はまたそのところで聞いていきたいと思います。

それと、福祉部長のほうから言われました例の鵜飼の自治会地先での廃電、電気製品の廃品的なものが野積みされた件ですけども、もう私もこの文面を所管で聞いておりますので、これは当然理解しながら質問をしております。しかしながら、どう見てもこの2月末では、これは憶測で申しわけないんですけども、片がつきそうな気配ではないと、このように思います。後々、これはぜひとも地域の皆さん方は早くしてほしいと強い願望を持っておられます。だから、私も住民の方からなかなか前へ進まないなあということを出会うたびに言われるんですけども、自治会長さんもかなり頭を痛めておられるようでございます。警察当局と自治会とタイアップしてできるだけ早い対応をお願いしたいということをお願いします。

それと、この鵜飼の今は国道2号線になっているんですけども、この橋脚部分の町道域に約30メートルぐらいですけど、けさも見てきたんですけども、はっきり粗大ごみ、例えばタイヤとかあるいは畳、それとかテレビとかもうもろもろの物が端には寄せてますけど、約30メートルぐらいずっと並べてますわ。だれが見てもこれは大変だなあというふうな感じを持たれますし、環境的にも決していい状態じゃないし、やっぱりそこをいつまでも放置しておりますと、またそこがごみ捨て場になってしもうてだんだんだんだんと増幅していくんじゃないかと、やっぱりそういう懸念を持っておるわけでございます。この機会に、個人の所有地の中まではいろんなところで権利の問題が発生しますので、それは難しいと思いますけれども、少なくとも個人のエリア以外ではそういう粗大ごみの不法投棄はなくしていくのが町当局の姿勢じゃないかとこのように思いますので、今後の対応

についてその姿勢だけ、いま一度お尋ねをします。

その2点、よろしくお願いします。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

先ほど言いました雨水整備との関連の道路の件でございますけども、これにつきましては用地買収が絡む場所でございます。その中で、やはり関係者の同意、いわゆる用地交渉等がございますので、現状ではいつ改修できるかというのはちょっとわかりません。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 先ほども申しましたように、やはり道路の交通の妨げになるということは法で禁じられておることでございますので、たつの警察のほうと連携をいたしまして対処したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 中井議員。

○中井政喜議員 経済建設部長のほうはまた担当の所管でありますので、またそれはそれで聞かせていただきます。

先ほど福祉部長の関係ですけど、これ例えば不法投棄の場合は、これは町が即対応して例えば処分するということは難しいんですね。ちょっとその辺が。といいますのが、前は太子龍野バイパスであってき10年ほど前は、道路の橋脚付近、ずうっと西のところ辺ではいろいろと家電製品が、例えばテレビがほかしてあったり、またいろんな粗大ごみが放棄されてた経緯があるんですけども、最近はそのようなことはなくなってきているんですけども、それはそれで非常に改善できたあと。その当時は生活環境課のほうでそういう対応をしてきていただいたように記憶してんですけども、今回のようにこういったケースは非常に難しいんかね。ちょっとその辺が私自身が研究不足なんかどうかかわらんですけども、今回のような場合はちょっと難

しいんですかね。

それだけちょっとお尋ねします。

○中井政喜議員 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 一般に、ごみというのは当然所有権が放棄されたものでございますので、所有者がない物につきましてはそれが公のところに投棄されておるということになると、当然処置をいたさなければなりません。今ケースにつきましては、ちょうどこの敷地の前といったことで非常にその区別がつきにくい部分がございます、当然その業者さんの所有の意思があるものについてはそこが処置しないことにはなりませんが、いや、これは勝手に置かれたものというようなことでありますと、やはり不法投棄ということで昨年も生活環境課のほうで処分をしたということがございます。その所有の意思というんですか、所有権の問題で区別をするというところでございます。

○議長（熊谷直行） 中井議員。

○中井政喜議員 説明されることはよく理解しますが、何分この問題は当事者との話し合いのもとで当然解決していかざるを得んと思います。はっきり言いまして、どう見ても業者にはどうも誠意が全く見られないというのが当局もそう感じておられると思いますし、我々もそれを聞かせていただく中でやっぱり相手に強く求めないと、いつまでたっても相手もこちら側の出方を見てるというふうに思いますので、これからも緩めることなくしっかりとこの鵜飼のごみの関係は対応していただきたいということを要望しておきます。また、我々も関心を持ってどう進めていくかということも見ていきたいと思ひますし、よろしくお願いします。

じゃあ、この件につきましてはもうこれぐらいにしておきます。

続きまして、2点目の質問に入らせていただきます。

また生活福祉部長の答弁をいただくような質問でございますが、それでは2点目は資源ごみの住民に対する公表等についてというこ

とでお尋ねをします。

まず、国の働きかけで地球環境を保護するために二酸化炭素、CO<sub>2</sub>の削減、また限りある資源の再利用を目的とした資源ごみの回収がこの本太子町でも平成9年からスタートし、今年度で十余年が経過してきたわけでございます。住民の多くは、この間公表されてきたかどうかよくわからないと、この資源ごみの行った先の経過がわからないというようなことを私どもに聞かれるんですけども、議員のほうは決算の中で資料をいただきますので、理解はしておるわけでございます。

その中で、ここでも言ってますように、町内の自治会で資源ごみの毎週1回、粗大ごみが毎月1回分別収集しているが、住民からその収益金がどういった形になっているのかと、それを知りたいという声があります。これについて、過去にこの経緯、経過は住民に広く公表されてきた経緯は私はどうもないようにも思うんですけども、部長どうですか。これは過去ありましたですか。依頼書が。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 収益等につきまして、住民の皆さんへの周知といったのはやっておりません。広報活動はやっておりません。

○議長（熊谷直行） 中井議員、続けて質問全部やってくださいね。一問一答方式です。

○中井政喜議員 次のやつは粗大ごみの集積搬出日の関係ですけども、これも昨年も金属類、電装品類を不法に持ち去る業者、何とかそういったことを防止できないかということで、今回もこの関係で改善できるかなということで質問に入ってるわけですけども、今回も、毎回見かけるんですけども、昨年持ち去り厳禁の表示を町から支給され、表示していますが、全くその効果が、効果というよりも全く前と一緒になんですよ。だから、これ法的な太子町の条例をつくるような防止はできないかなあというふうな懸念をするんです。

私も自治会の一応役員をしてます関係で、ちょっと目を光らせてるんですけども、その日には。特に粗大ごみの日は業者が入れかわり立ちかわり、私が確認するだけでも3業者ほどが軽トラやとかあるいはバンを持ってきて、もうあさりまくるんですよ。私も注意したんですわ。この表示をしとんですけども、ちょっとやめてくださいよと言うんですけども、全く聞く耳を持たずですわ。もう何遍も言うんですけど、ちょっと逆にらみ返されまして、これちょっとやばいなあと思うて引き下がるんですけども。ほいで、また委託している粗大ごみの業者の、今は森興業さんですけども、森興業さんにその日こういうことであんた方の粗大ごみの集積中に、やっぱり業者の方と鉢合わせすることありますかと言うたら、あります言うて。ほいで、私からきつうも言われずねえというようなことを聞きました。そこでもめてもちょっといけないやろうし、はっきり言うて町として条例でもつくってもらえれば私ども物を言えるんですけどねと、そういう声を聞いたんですよ。

だから、これ何も太子町だけの問題じゃないと思うんですけども、全国的にやっぱりこのごみの問題というのはほんまに大変な問題になってると思いますよねえ。だから、これ今も言いましたように、法的にこれを太子町で何とかつくることは不可能ですかね。ちょっとそこを尋ねたいんですが。いかがでしょうか。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 法的な面ということで、条例化というお話はこれまでも常任委員会等々にもございました。検討するということでございますんですが、この粗大ごみにつきましては、ステーションに出た時点で所有者の不明というものでございまして、警察ともこれ話をするんですが、やはりこの所有者不明というところで、なかなか持ち去る人についての摘発というのが難しいということでございます。東京の世田谷のほう

で裁判がございましたんですが、それにつきましてはその管理面を争った裁判でございまして、具体的に申しますと、粗大ごみ等の置くステーションの所定の場所、その所定の場所ということをめぐる裁判でございました。

今申し上げておりますのは、その所有の意思のなくなった物、これの俗に言う所有権について、もう明確な今上位法がないような状況でございます。あえて言いますと、民法のほうの規定があるんですが、そのものずばりに当てはまらないというようなことがございますので、警察としても摘発がなかなか難しいんだという見解をいただいておりますということで、なかなかこの条例につきましても近隣市町聞きましても大体所有権云々の問題があるというようなことも伺っております、前へ進んでないというのが状況でございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 中井議員。

○中井政喜議員 どことも自治体も頭を痛めているということは、私もある程度は理解しております。じゃこれを全く効果なしのままこれからもずっと続けていくしか仕方がないのでしょうかね。ちょっとこれがどうもすきっとしないんですけれども、一度いろいろと行政のほうも検討していただきたいなということを要望しておきます。

続きまして、先ほど来一番最初に聞きました分別収集した売り払いのお金の関係ですけれども、私なりに調べますと、揖龍クリーンセンター「エコロ」へ資源ごみを町内から運んでいってあるわけですが、その中でこの収益金を見てみますと、ここ直近の推移を見ますと平成18年では2,500万円余り、それから平成19年では3,100万円余り、端数はちょっと下2けた切りますけれども。平成20年は3,400万円余りの金額は資源ごみで入ってきております、揖龍クリーンセンターへ。クリーンセンターの運営基金として、太子町の配分の中にこの金額の3分の1が分担金の中で加算されるということになっておる

ようでございます。ちなみに概算すると、平成18年は800万円余り、平成19年では1,000万円余り、平成20年では1,100万円余りのそういったお金が太子町に、直接ではないですけども、売却益として太子町のお金として還元されとるということでございます。

こういったことは、住民の方は全く知っておられないんですね。そういったことをたとえ年に1回でも「広報たいし」なりまた何らかの方法で、一所懸命毎月当番をされてる方々の方がちょっと疑問を持っておられますんで、いかがなものでしょう、こういう方法はできますか。それだけちょっと確認したいと思います。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） この情報の提供ということで、組合のほうもこの平成22年度にホームページの開設を考えておるようでございます。そういったホームページ等を通じまして、今おっしゃいますような情報の提供ということでお話をさせていただいております。

○議長（熊谷直行） 中井議員。

○中井政喜議員 そういった方法でも一歩進んでるんで、非常にありがたいなと思っております。できることなら、どっか決算が終わったところで、町報にちょろっとでも載せていただければなと、どっかの項目に入れていただければどうかなということをぜひ要望しておきます。

時間も来ましたので、以上でこの辺で終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（熊谷直行） 以上で中井政喜議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時とします。

（休憩 午後0時01分）

（再開 午後0時59分）

○議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次、清原良典議員。

○清原良典議員 清原です。通告に従いまして一般質問を行います。

3年もたちますと、ここに立ったら堂々とせなあかんのんですが、まだいまだにどきどきとするような感じで、さらに3年前からの一般質問を振り返りますと、篤と最近内容がきれい過ぎるなと反省している次第でございます。

太陽光発電導入支援策についてお尋ねをしますけども、昨平成21年7月の中国・九州北部豪雨、さらに8月には台風9号による県西部・北部豪雨と立て続けにとうとい命、財産が奪われたことはまだ記憶に新しい出来事です。残念なことに、いまだ行方不明者の方がおられる現状です。安心・安全のまちづくり、健康でいきいきと暮らせるまちづくり等々聞こえのいいまちづくり以前に、私たちは自然と向かい合い、そして自然と共生していかなければなりません。昨年の大災害も確かに災害発生後の対応策も十分とは言えず、早急な見直しを急がれてはいますが、根底には地球温暖化が原因とされ、世界各地で日々起きる気候変動が私たちの日常生活及び安全な生活を脅かす原因となっていることは否定できません。

当然、この太子町におきましても、人ごとではありません。自然との共生、環境負荷の軽減や環境エネルギー教育の推進をうたい、環境に優しいまちづくりを目指す太子町においては当然エネルギーの節約やCO<sub>2</sub>の低減が今以上に必要とされております。

そこで本町の対応について伺いますが、まず1点目、温室効果ガス排出量の効果的な削減の実現、いわゆる自然エネルギーの活用についてですが、国においても低炭素革命の推進を図るため、太陽光発電の導入拡大に向けた取り組みが進められております。光熱費の節約や環境に対する住民意識の向上が促進されている今、官民一体で取り組む必要があると思います。

そこで、太子町においても温室効果ガス排

出量の効果的な削減を実現するため、住宅用太陽光発電システムの設置者への補助制度を早急に導入してはと考えますが、いかがですか、お尋ねをします。

次に、公共施設並びに学校施設への太陽光発電の導入について積極的に取り組んでいただきたいと望むものですが、特に学校施設は文部科学省の太陽光発電の導入拡大のためのアクションプランで推進策が示され、環境教育の教材としての活用や環境負荷低減の効果が期待されております。公共施設並びに学校施設への太陽光発電の導入についての考えを伺います。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 私のほうから、1番目のご質問についてお答えいたします。

地球に優しいエネルギーとして期待されております太陽光発電でございますが、設置費用に割高感とか、購入先や性能などに関する情報が不十分なことが普及拡大のネックになっているようでございます。太子町としましての独自の助成制度の導入につきましては、この前新聞にも出ておりましたが、たつの市さんが22年度から実施されるようですので、その状況等を見ながら検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 教育施設についてでございますが、学校は次世代を担う子供たちが学び、生活する場でございます。学校での体験が子供たちの成長にいろんな影響を与えるものでございます。教育施設、学校における太陽光発電の導入は、地球温暖化対策に貢献するとともに、環境教育への教材として活用することができ、これにより学校が児童だけではなく地域にとっての環境、エネルギー教育の発信拠点となり、地域における地球温暖化対策の推進、啓発の先導的な役割となるものと考えております。

太陽光発電を導入する意義、効果といったし

ましては、一つに環境エネルギー教育への活用、この発電の仕組みや原理、またCO<sub>2</sub>の削減効果等を学べると。2つ目には、地球温暖化対策への貢献としまして、当然CO<sub>2</sub>の削減に寄与できるということと、3つ目には経済的な効率性ということで、電気代の削減につながることになります。

本町では、太陽光発電の設備の導入を順次小学校に推進し、意義や効果を最大限活用していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 清原議員。

○清原良典議員 確認の意味で、教育関係のほうの小学校のほうは導入、順次設置しているということで、あとの公共施設、現状での公共施設への設置はまだなんですかね。一応見る限りついとるとこは見当たらんのですけども、1点それをお尋ねします。

それと、先ほど富岡部長のほうから導入に至らなかった経緯、考え方の説明があったと思うんですけども、同じくたつの市さんが平成22年度からこの太陽光発電補助導入ということも私も一応理解しとんですけども、たつの市さん以外にも現在では全国531の自治体が補助制度を導入しており、兵庫県下では8団体、近隣では隣接する姫路市、相生市、稲美町、加古川市、そしてあと神戸、尼崎、洲本、豊岡、その上に今年度からたつの市さんが加わって9団体がこの補助制度を導入するとなったわけですけども、自立の道を目指すを選択されてから久しいのですけども、やはり少しでも頑張っている姿を見せるには、たつの市さんの動向を見ておるだけでなく、いち早くその姿を見せるべきではないかと思うのですが、その2点、お尋ねをいたします。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 学校以外の公共施設ということでございますが、対象としましては文化施設、体育館、福祉会館、庁舎といったところでございますが、これにつきましては、公共団体が行う場合はコストという

面よりも地球温暖化防止対策によるCO<sub>2</sub>の削減というところで比重を置いて考えていきたいということでございます。

今後は、国の交付金事業、そういった制度を利用しながら、庁舎のほうの改築ということもございますので、それにあわせて今後は全体的に検討を図っていききたいと思っております。

○総務部長（佐々木正人） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 太子町もいち早くという助成制度ですけれども、一般的に地球温暖化としていわゆる住宅用に補助、助成ということはこれはすること自体については何ら問題はないというふうには考えております。そういった中で、まだ県下で9団体だといったことから十分に近隣等の状況を見ながら検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 清原議員。

○清原良典議員 先ほども言いましたように、その頑張っている姿をいち早く見せていただけるように早急に検討をしていただきたいと思います。

それから、今町行政みずから具体的な温室効果ガスの抑制に当然努められていると思いますが、現状と削減効果といたしますが、数値目標並びに今の現状の成果をお尋ねいたします。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 温室効果ガスにつきましては、以前より説明もしておりますが、庁舎内というんですか、役場全体としての取り組みということで、削減計画というのを以前に策定しております。その中で、例えば燃料の使用、紙の使用枚数、そういったものをある程度数値目標を立てまして、毎年各課から報告をいただきまして公表という形にさせていただいております。今ちょっと手持ちの資料ございません。数値的に幾らというのはちょっとお答えできませんが。

○議長（熊谷直行） 清原議員。

○清原良典議員 昨年からですか。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 年度は忘れましたが、かなりもう五、六年、もっと以前ですかね。かなり前からやっておりますが、はい。

○議長（熊谷直行） 清原議員。

○清原良典議員 やはり数字で出たものを一度検証も、確認もしてみたいもんで、また提出していただければでしょうか。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 委員会なりどこかの形で提出はさせていただきたいと思えます。

○議長（熊谷直行） 清原議員。

○清原良典議員 当然今総務部長が言われたような燃料の使い方なり、また今議会の中でもいろいろとよく話題に出とります資源回収を徹底的に行うということも大きな計画の中の一つだとも思います。

それで、もうそれほどあとお聞きすることもないんですけども、私もこの地球温暖化防止計画並びに京都議定書に列記されております内容の締めくくりとして、うたわれております部分をここで述べさせていただきますけれども、今を生きる我が世代の責務として、気候変動の影響は既に世界各地で顕在化しつつあると考えられており、ここ数十年の人類の行動が地球の将来を左右する、地球温暖化問題の解決が成功するか否かはまさに今を生きる我々の決断と行動にゆだねられている。重要なことは、我々自身が過去の歴史を知り、現状を的確に把握し、将来を展望することである。現実を知り、将来を見通すことによって、地球環境を守る価値を見出し、社会のありさまを変革し、一人ひとりの日々の行動を変えていく。そして、特に市町村に期待される事項として、市町村はその区域の事業者や住民との地域における最も身近な公的セクターとして、地球温暖化対策地域協議会と協力、協働し、地域の自然的、社会的条件を分析し、主として地域住民へ教育、普及、啓

発、民間団体の活動の支援、地域資源を生かした新エネルギー等の導入のための調査、導入事業といった、より地域に密着した地域の特性に応じて最も効果的な施策を国や都道府県、地域の事業者たちと連携して進めることが期待されると記述されております。官民一体となって、人ごとと思わず、エコ活動を惜しまず、地球環境の保全に努めていく義務が生じているのではないのでしょうか。

以上で終わります。

○議長（熊谷直行） 以上で清原良典議員の一般質問は終わりました。

次、服部千秋議員。

○服部千秋議員 では、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず第1点目ですが、現在第5次の総合計画が提出され、いろいろと審査をしておるところでありますけれども、第4次総合計画をどう総括しつつあるか、3月31日でこの第4次総合計画、終わりますので、どのように総括されつつあるかという点をお聞きいたします。

当局は、実施計画等に基づき毎年町行政を振り返ってきたと思います。第4次総合計画が終わろうとしているに当たって、(1)特に達成できたと思われる点、また不十分だったと思われる点をお聞かせいただきたいと思えます。(2)また、これらの点を今後どのようにしていこうと考えているかについて、特に大きな点をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 第4次総合計画では、“和のまち太子”というこの基本目標のもとに6つの将来像を定めて、施策を進めてまいりました。

その成果としまして、一つ一つを言うとなればかなりのボリュームがありますので、何点か申し上げますと、石海保育所の開所、そして子育て学習センター「のびすく」のオープンによる子育て施策の拡充、また陸上競技場を整備しましてスポーツ活動の拠点として

活用してきたこと、またその競技場におきましてのじぎく兵庫国体少年ラグビー競技会を開催したと。そして、污水公共下水道の整備がおおむね完了したということの自然環境の保全、それと行財政改革に基づく行政改革を進めるとともに、まちづくりの集い、町民提案箱、出前講座などによる広報広聴機能の強化、そういったものが大きなものとしては成果であったということでございます。

一方、第4次総合計画期間中のこの10年間を振り返ってみますと、景気低迷等によりまして大型投資的事業の幾つかは見直し、また、先送りをせざるを得ませんでした。役場庁舎の改築、総合公園の完了、それとJR網干駅周辺土地地区画整理事業、そういったものにつきましてはまだ不十分だということで、この第5次計画に引き継いで整備をすることとしております。

また、昨今の少子・高齢化、安全・安心意識の高まりなどの社会潮流を考えますと、第4次計画で取り組んできたこれらの分野につきましてもより一層の取り組みの必要があったと考えます。第5次総合計画におきましては、子育て、高齢者福祉、安全・安心などの分野を重点課題と位置づけ、より一層の取り組みを進めてまいりたいということでございます。

○議長（熊谷直行） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 反省点をどのように述べられるかなということを特に注目しておりました。いろいろと、なるほど、そうであると思うことを言ってもらえたのではないかと思います。私はそういう反省点を言っていただければいただくほど、私は評価をしますので、今後もそういうようなことをいろいろと反省を考えられて、いろんなことを展開してもらえたらなというふうに思っております。

ただ、実施計画、後から出すということで、まだ、出ていないんですが、予算の積算、総務常任委員会で聞いてみますと、これまでのもの、例えば老原のクリプト対策を例

にとってみますと、同じ方式でやるということとで考えて計算をしてこうであるというような額を出されたりしておりまして、内部で10年後のことをもっと具体的に考えて案を出してもらったらよかったのになという思いは持っています。総務部長はこれからやっていく具体の中でそういった部分についても考えていくのであるということを言われていますけれども、10年後を考える中で、そういったものももう少し考えてもらえればなという感想は持っております。

私、たくさんきょう聞くことがありますので、2点目にいかせていただきます。

子ども手当の支給の準備は整ったか。

子ども手当の担当課は何課が主務として行い、現在どのような作業をしているか。本町の次年度総支給額、町負担など既に予算書等で示されているわけですが、この質問を書いた段階ではそれがありませんでしたので、この子ども手当支給の全般について今どのようなになっているか、万全に進んでいるかについて答弁をお願いします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 子ども手当につきましては、社会福祉課がその事務を担当いたしておりまして、子ども手当の円滑な実施を図るために、今定例会にシステム構築経費といたしまして、補正予算を計上をいたしております。予算成立後、業務委託契約を行いまして、準備作業に入りたいと思っております。したがいまして、3月中にはシステムを構築をいたしまして、4月に入りますと6月支給に向けた準備作業を本格化させるという手順になろうかと思います。

子ども手当の概要ですが、今現在国会のほうで審議中でございます。国会で決定がございましたら、広報並びに町のホームページなどで住民の皆さんにお知らせをしたいというふうに考えております。

手当のこういった手続になるかというのを大まかに申しますと、従前の児童手当の受給をされてる方につきましては、改めて認定請

求といった手続等は必要ございませんが、新たな対象者、例えば中学生なんかは全部該当するんですが、そういった方、また児童手当の差しとめをしておる者、そういった方については4月以降書類を発送いたしまして、9月30日までに認定請求を行っていただくと、4月分からの支給を受けることができますので、そういった事務作業を予定をいたしております。

手当の中身でございますが、ご承知のとおり、中学校修了までの子供さんを対象に1人につき月額1万3,000円を支給するというものでございまして、所得制限は設けないと。支給の月は、児童手当と一緒にございまして、この22年度は6月、10月、2月という3回を予定をしているところでございます。

仕組みといたしまして、これも児童手当法に基づく児童手当が子ども手当の一部という仕組みになっておりまして、ちょっとそういった面では、この事務の中身については複雑なんです、支給をされる住民の方にしますと、もう子ども手当一本という形で振り込みがなされるということでございます。

ちなみに、当初予算書にも書いておるんですが、この22年度の見込みのお尋ねでございますので申しますと、対象児童数、一応6,300人と見込んでおります。支給の月数がこの4月以降、来年の1月分までということでございますので、10カ月分といたしまして計算をいたしております。内訳を申しますと、ゼロ歳から3歳未満が1億5,600万円、それから3歳から小学校修了前の方が5億2,000万円、それから中学生が1億4,300万円ということでございまして、合計8億1,900万円が予算に計上しておるというところでございます。

それぞれの公費の負担の割合を申しますと、そのうち国庫負担が6億3,678万6,000円、これはもう予算書に出ております。それから、県が9,110万6,000円、残りの9,110万8,000円が町の負担ということになってようかと思っております。

総額の支給額につきましては、これも児童手当と同様でございまして、転入、転出等の異動がございますので、あくまで推計、この予算額と、現段階では予算額ということでご了解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 事務が大変な部分もあるようですが、抜かりのないようお願いをしておきたいと思っております。この子ども手当については、未来を担う子供のための投資ということで評価をしております。いっときのお金でなく、将来を担う子供に日本国が手を打つようになったという点で評価をしております。子供のおられない方にはご負担をお願いすることは申しわけないと思いますが、子供たちが、またこれを受ける親がこの趣旨を十分理解して子ども手当を有効に使ってもらいたいものだと思っております。

3点目に移ります。

教育環境整備をどう行うか。

トイレ改修を学校の耐震化にあわせて行っていることは知っているが、今後教育環境整備をどう行っていくのかについてお尋ねをします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

教育環境整備についてでございます。

学校施設は、児童・生徒等は1日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、施設の安全性の確保は極めて重要であると認識しております。

今後の教育施設整備計画については、第一に、大規模な地震による倒壊の危険性の高い構造耐震指標、I s 値の0.3未満の建物から耐震化整備事業を推進しており、小学校施設の耐震化事業を中心に取り組みを行っており、ところでございます。I s 値の小さい建物についても、対象施設の利用形態や構造上の関係も考慮して耐震化工事、関連工事、トイレ

も含めての取り組みを財政状況も加味し、検討を重ね、整備推進する計画といたしております。

耐震化事業計画といたしまして、21年度には龍田小学校の耐震化工事を進めております。22年度に斑鳩小学校の耐震化工事、23年度から25年度の予定で斑鳩小学校の体育館の改築工事、石海小学校の耐震化工事、太田小学校の耐震化工事に順次取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、その他についてでございますが、その後、これらが済みまして後に、太子東中学校の改修工事、これは校舎の外壁の改修、また屋上の防水等もございます。それと、幼稚園の改修、これは耐震補強工事も順次取り組みを進め、環境整備に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 耐震化にあわせてトイレの改修も含めてやっていくというような今お話であったかと思います。

私1つ思っておることがございます。年月がたてば、トイレも詰まったり、また尿石等がたまったりしておいも激しくなることが想定されるのですが、この施設の維持管理について今後十分対策を継続的に行ってもらいたいと思います。

私あるところで、尿石落としというのを便器に流しました。そうすると、今のところそれから大分たちますが、においがありません。学校では多くの児童が使用するので、同じようにはいかないかもかもしれませんが、いろいろつぶしてしまっただけで改修するのは、その時点では簡単ににおいなど直ったりするわけですが、お金がかかります。したがって、今後は継続的な施設の維持管理、これが大切であると思います。これは学校のみならず、その他の建物についても一緒だと思いますので、今後そのような点にも十分配慮をしてもらいたいと思います。

話は少しばかり余談になりますが、役場の

2階のトイレも汚いので、総務部長にはこれまで2回、総務課長にはこれまで1回言ってきたところでありますが、きょう行ってみますと、前よりは少しはきれいなのですが、まだまだもっときれいにできるのではないかと考えております。私、自分自身も使わせてもらってるトイレですから、掃除したいなと本当に思ったことがありまして、モップはどこにあるんでしょうかとか役場の方に聞いたこともありますし、同僚議員にもしたいんやけどしてええかなとか相談したこともあるんですが、ちょっとこれやってしまいますと嫌みに受け取られても困りますので、今のところやっておりません。でも、私は本当にみんなが使うトイレですから、きれいにできたらなということは考えております。ですので、役場の管理しておられる場所ではありますが、もしまた掃除をすることがありましたら、ご容赦のほどをお願いしたいと思います。

続きまして、4点目にいかせていただきます。

放課後子どもプランを今後どう行いたいのか。

本町では、放課後子ども教室「あそびっ子教室」を行っていますが、(1)現状は、(2)改善すべき点は、(3)学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みの中で、どういうもの（どういうプラン）に本町は特に重点を置いて実施しているか、また今後していきたいかについてお尋ねをいたします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

放課後子どもプランの関係でございます。

放課後子ども教室の現状は、毎週土曜日または日曜日の午前中に、町内の小学生全学年を対象に、伝統文化に触れたり、スポーツ等で体を動かしたり、体験活動を中心にさまざまな活動が行えるように年間計画をいたしております。今年度は6月から開始し、参加申し込みの人数は303名です。実施している教

室も、毎年新しい内容のものを盛り込むようにいたしております。開始時と比べて、実施内容を充実させてきております。教室の企画、運営はコーディネーターの2名が行っておりまして、各教室の指導者やボランティアの確保、教室に必要な物資の調達、調整を行っております。参加者が安心して参加できるよう、関係者で事前の打ち合わせを行って、入念に行っておるところでございます。

次に、改善すべき点でございます。

本来、放課後に行う教室を、開設場所や送迎等の問題から、主に土曜日の午前中に行っているために、放課後、子供たちの健全育成を図れるよう、今後学校との連携を強めて、各学校の空き教室で開催できるのであればよろしいのですが、また地域に根差した教室に発展できるよう、各地域のボランティアの方々や指導者の積極的な参加を今後も推進していく必要がございます。

次に、3点目に取り組みでございます。

子供たちが心と体を動かし、またふだんなかなか触れることのできない伝統文化に触れ、また参加者全員でつくり上げ、その成果を発表できるような教室の取り組みを行ってまいります。さらに、地域の子供たちは地域で育てるを目標に、より地域に密着した事業に発展できるように、今後各地域に根差した教室の運営を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、最後に全般ですが、参加している子供たちは自分が興味を持った教室を選んで、自主的に参加をしているため、指導者やボランティアとともに楽しく活動し、保護者と元気に帰宅いたしております。指導者やボランティアの方々も子供たちとの交流を心から楽しんでおられまして、自身の新しい活動分野の一つにされつつあります。放課後子ども教室は、そういう面では町民の明るい笑顔をつくっていると言えるのではないかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 今放課後にできるかどうかわからないが、放課後にもしていこうということを述べられたと思います。名前はもともと放課後子どもプランとついているわけですが、現状は今次長が言われたように、土曜日の午前中にやられているという実態がありますが、今言われた放課後にやるということは本当に大丈夫でしょうかという点を、見込みについてまずお尋ねをしたいと思います。

それから、この1年間されてきて、けが等はあったのでしょうか。そういったことを何件ぐらいあったのか、なかったのかお尋ねをいたします。

また、子供が自主的に参加をしているということを今言われたんですけど、子供たちはほかにもいろいろやることもあり、なかなか全員が参加するということなどは難しいとは思いますが、現状では児童全体のうちの約20%前後の児童が登録をしているようであります。そしてまた、その中で実際に当日に参加をしている子供たちは、行事にも、あるいはその開催の日にもより違いますが、場合によっては50%に達していない、その希望した児童の中で50%も出ていない場合もあるようであります。そういったことについての分析をどのようにされているのかについてお尋ねをします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをします。

放課後子ども教室でございますので、放課後ということで、空き教室等利用できて、そこでしていくというのが理想的なことでございます。ご案内のように、太子町におきましては、まだ教室が足りない状態で増築していくというような状況下でございますので、ですから現在においては、公民館等々で放課後子ども教室、それも土日というようなことになっております。ですから、これにつきましてはなかなか子供が帰ったところで、空き教室がございませんのでできないと。使っている教室ではこれは非常に難しいだろうということで、今現状でございますので、どうす

るかと言われますが、これについては今の現状でいかざるを得んだろうなというふうに考えておるところでございます。

それと、けがの関係でございますが、これは指導者、またボランティアの方々が目を配っていただいて、今のところ大きなといいましょうか、保険につながるようなけが等は聞いておりません。

それと、子供たちは自主的にその教室に入りたいということで、年度当初に申し込んでいただくわけでございます。ですので、場合によっては、今服部議員が言われたような参加率の少ないというか、こちらが思っていたよりは少ないなというような場合もございます。これはコーディネーターまたは指導者、それと今後の指導者の開拓といいましょうか、幅広くいろんな分野で運営をしていきたいということで、19年度から開始をしたわけでございますけれども、そういう点では内容的に充実をしつつあるのかなというような考え方を私、感想ですけど持っております。ですから、今後そういう面ではもう少し改善というか、充実をどんどんしていくんではないかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 まず1点目の、放課後にも開いていくこともしたいと言われたので、私はちょっと現状から見て、かなり難しい面があるので本当にできるのかなと思って聞きました。ですので、今次長が言われたのと同じような認識は私も持っておりますが、今後地域の大人と子供たちが触れ合うということは、こういう時代にあって非常に大切なことであると私は思っております。また、子供たちだけでなく地域の大人の皆さんにとってもよい活動の一つであると思っておりますので、先ほど次長が今後充実していくものと思われるということを言われましたが、充実していくものと思われるでなくて、充実させていきたいと思っているというような姿勢

で、担当課また教育委員会、充実をさせていってもらいたいというふうに思っております。

では、5点目にいきます。

社会体育をどう充実させるか。

本町の社会体育は体育協会、スポーツ少年団、スポーツクラブ21というとりえ方でよいのか、それ以外も考えられるか。それぞれの(1)現状は、(2)改善すべき点はについてお尋ねをいたします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

社会体育をどう考えるかということでございます。社会体育の現状と将来ということでございます。

まず、体育協会につきましては、各種種目団体がそれぞれ町民体育館や各校区の施設を利用していただいて活発に練習及び大会を実施しておるところでございます。課題としましては、種目の中には参加者が固定し、また減少傾向も見られます。今後は普及を促して幅広く拡大を図って、行政に頼ることなく自主的に運営がされるよう組織を強固にする必要があるのではないかというふうに考えます。

また、スポーツ少年団につきましては、柔道、空手、少林寺拳法、剣道、サッカー、ソフトボール、バレーボール、卓球の種目を小学校1年生から6年生の団員が各校区において週二、三回程度の練習を行われております。年1回から2回の町の大会、また県内の交流大会に参加し優秀な成績をおさめられておられる方もございます。今後、学校、地域、家庭と連携しながらスポーツを通して青少年の心身の鍛錬と体力の向上のために、なお一層支援していく所存でございます。

スポーツクラブ21につきましては、各校区ごとに自主運営が行われております。各小学校において活発に活動が行われておりますが、前身である振興会からの種目及び参加者層、特に年齢の固定化が見受けられますの

で、今後はニュースポーツなどの新しい種目を取り入れるなど、参加者層、特に若い層の拡大が課題かなというふうに思っておるところでございます。

そのほか、体育館においてはスポーツ教室を開催しておりますが、毎年開催の定員数、一教室30名ですけども、参加の人数がでございます。現在開催の教室、種目については、普及、浸透していると思われます反面、これも参加者の固定化、内容のマンネリ化というのが見受けられます。今後ますます高齢化やスポーツの多様化が進む中、健康への関心が高まると考えられますので、競技スポーツ教室はもとより、身近で手軽にできるニュースポーツ、レクリエーションを教室にも取り入れ、普及に努めていきたいと考えております。

そして、現在の教室、少年団指導者の人数については現状では維持はされておるんですけども、各種目の指導者の高齢化が、これも見受けられますので、また種目も限られるというところがございます。各種目、団体と連携しながら新たな指導者の登録をお願いするとともに、町広報で指導者の登録を募集したところ、現種目以外の8名の登録を得ております。今後も指導者の開拓を図りたいというふうに考えておるところでございます。

また、各競技指導者と連携しながら各種大会への新しい参加者層の開拓や、参加者の固定化した競技種目の底辺の拡大、新たな参加者をということを図ってまいりたいと。今後体育指導員の協力を得まして、だれでもいつでも、年齢、性別、体力に関係なく気軽に楽しめる、参加できるスポーツ、ニュースポーツを中心としたレクリエーションスポーツを普及させ、教室や町民体育大会にも取り入れていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 この社会体育の充実については、何と申しますかなかなか難しいと思いますが、どのようにすべきかということがあ

ると、私もこの社会体育については思っています。

例えば日本と外国を比べてみましても、日本では学校教育というか教育課程というか、学校の授業が終わった後に中学校とか高等学校ではクラブ活動が熱心にされており、またそれを学校の先生方、顧問とか監督とかコーチとかされてますけれど、片や一方でこの社会体育があり、どこまでをどうするかというのは線を引くのも非常に難しい面があるとは思いますが、ただこのたびの町の出された第5次の総合計画を見ておりますと、その中に当局は有名スポーツ選手を町内から輩出すると、そういうことを目指されることを書かれているわけですけど、有名スポーツ選手の町内からの輩出については国とか県の施策ともかかわりがあるものですので、有名選手の輩出は別としましても、町民がスポーツを通して心身ともに健康な生活を送れるように、もう少しやってもらってもいいのではないかなという感じは持っております。

今当局からそういう答弁がございましたが、つまりいろいろやっていきたいと問題点も述べられながら言われてるんですけど、言葉で言われているのに比べてどうも予算がもしかしたら少ないのではないかなというふうに感じることもあります。どこにどのような重点を置くかということになるかと思いますが、もう少しこの社会体育についても力を入れていただいて、町民の健やかな体力の維持と増進を図ってもらいたいということを求めておきます。

では、続きまして6番目にいかせていただきます。

私、本日は特にこれを聞かせていただきたいというか、どのように考えておられるかということをお聞かせ願いたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

児童・生徒の学力向上をどう行いたいのか。

本町、児童・生徒の学力向上を進めたいが、(1)小学校・中学校一貫のモデル校を考えられないか（姫路市はあるが）。龍田小学校

の児童が少ないことの解消法もあわせて考えられないか。

(2)授業時間数を増やす工夫を考えられないか。私学との学習時間は大きく差がありません。対策はないか。西播磨のある高校では、土曜日に学習塾講師に授業をしてもらっている高校があると聞いておりますが、このようなことを聞かれて、私が質問に前もって書いているのですが、どのようにお考えか。

(3)学力向上のために、放課後に児童・生徒を残して指導することは週何回、何時間程度、その時間を設けて行っているか。これは、そういうことを教育現場でどの程度行っているか。それは別に週によって回数はもちろん多いとき、少ないときいろいろあると思いますが、こういうことをどの程度行っておられるかをお尋ねをします。

(4)小学校の英語教育の準備はどのように進んでいるか。

(5)本町で特色ある教育を行うとすれば、どのような内容のことが考えられるか。これは別に突拍子もないことを言ってほしいということではありません。

このようなことについて、教育部局に私は一生懸命考えていただきたいと思います。そして、こういうこともできるかな、どうかとかいろいろと子供たちのために考えていただきたいと思いますという趣旨で聞いております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。

一貫教育についてお伺いだと思いますが、今特に一貫教育というのは隣の姫路市で小・中の一貫教育が白鷺小・中学校で行われているということはお承知のとおりだと思いますが、これにつきましては特に都市部等でよく計画されているわけでございます。といいましますのも、ドーナツ化現象で中心部に児童・生徒の数が急激に減ってしまったというようなところ、また立地条件としまして小学校、中学校が非常に隣接しているというようなところで、児童・生徒数が少ない上に、先生の交

流が非常にスムーズにいくというようなところで、そういう条件が合えばというような教育課程の編成を組みかえてできる可能性も生まれるわけでございますが、例えば今小学校の名前が上がりました龍田小学校が少ないと言われるわけですが、太子東中学校から教師が移動するについても、10分、15分の時間等々がかかれば、限られた時間内に授業を確保するというようなことはやはり困難じゃなかろうかなあと思うわけでございます。

それから、授業時数を増やすということですが、小学校の場合は来年23年度から完全実施されるわけですが、今は新学習指導要綱の授業時数が移行期間でございます。まだ完全実施になっているわけではないんですが、小学校低学年で週2時間、小学校中学年で1時間の時数が増えるわけでございます。そして、時数が増えるわけですが、やはり安心・安全ということで最後の下校時間に一般の方々の迎えの方がございます。ですので、その時間に間に合わせなければいけないというようなところで、やはり時数を確保しながら子供を一定の時間で帰さなければいけないというような、少しジレンマ的なものがございます。昔のように、先生が遅くまで残して、ちょっと理解のできない児童・生徒を見ていたわけですが、それができない。どうしてもできない児童・生徒については、教師が個人的に残して自宅まで送って帰るというような措置をとっているところがございます。

もう一つ、4番の英語教育の準備がどう進んでいるかというところですが、議員さんに訂正をお願いしたいんですけども、小学校では英語教育というのはございません。外国語活動というところでございます。英語で親しむわけですが、英語の授業をしません。英語に親しんでコミュニケーションを増やすという。ですから、中学校のように、または塾のように英語を教えるんじゃないくて、英語の活動をするわけござ

います。そういう意味で英語の免許を持っていない先生も教えられるわけでございます。

そういう意味で5年生、6年生を対象に、これも新学習指導要領の中に入っているわけでございますが、昨年度は斑鳩小学校が指定校になりまして、それに取り組んでまいりました。来年度は、今のところ太田小学校がやってくれるわけでございます。ですので、太子町におきましては、斑鳩、太田と2校がやりまして、24年度には兵庫県では完全実施というような、今それに向けて準備をしているわけでございます。町内に、4校とも打診しましたところ、いずれもやる気はあるんですけれども、少し教室等々の関係で準備段階が整わないところがございます。今のところ来年度は2校というようなことを聞いております。そして、23年度は石海小学校が取り組んでもらいます。龍田小学校もその取り組みにかかっているわけでございます。ですので、24年度から兵庫県では完全実施になるわけでございますが、来年度には太子町におきましては外国語活動に取り組んでもらえるように聞いております。

それと、本町での特色ある教育活動をどのようにやっているかというようなところですが、これは各小学校、または中学校において、その地域に応じた特色ある教育を、または地域の人とコミュニケーションを図りながら取り組んでいるものと思います。

6番目の、その他、児童・生徒の学力向上や、特色ある教育のあり方全般についてでございますけれども、本町の出しました努力目標設定の指針に沿いまして、できることから各小・中学校が取り組んでおります。その総括とテーマは、生活する喜び、学ぶ楽しさを味わわせる信頼感に満ちた学校づくりが最も大切であると認識しております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 小学校、中学校の一貫した教育、これにも考え方がいろいろあるわけでございますし、また既に実施しているところ

も同じやり方でなく、それぞれのところのやり方をしていますけれど、今例えば小学校から中学校に行かれたときに不登校になられる児童が、データの的にはどうも中学校に入っているところが多いようであります。

それで、私も複数のところを調べてきておるのですが、まずそのことを今お話しする前に、この一貫の何かをやったらい点と悪い点、今教育長は例えば龍田小学校に行けば教員の移動時間もかかるしということを言われました。ただ、現場を見てみますと、小学校の教員はたくさん授業を持っておりますけれども、しかし空き時間が全くないということでもないと思います。

それで、まずこういう一貫の何か、例えば図工でも理科でも結構ですが、これをやったとして、あるいは何かの行事を一緒にやったとして、利点と、いいと思われる点は何かあると教育長はお考えでしょうか。あるいはないとお考えでしょうか。お聞かせいただけますか。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 異年齢がともに学習するということは、悪くはないんですけども、物理的にそういう交流する時間帯がないというようなことは私は申し上げていることでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 それでは、姫路市の例を今からお話をいたします。

姫路市は、国の指定でなく推進モデル校を、先ほど教育長が言われましたように、白鷺小・白鷺中で今年度から行われています。ここは、一貫校をつくるというより、小・中の連携を深めることを今目標とされていると、教育委員会の担当者から聞いています。

いい点としては、図工とか理科の授業などをされているようですが、小学校の先生方は中学校に行って、中学校のどこで子供たちがつまずくのか、だからこういうところでつまずくので小学校でこういうふうにご指導してお

くべきだったといったようなことがわかる。先生方が今まで気づかなかったことの発見ができる、こういったことがメリットであると言われました。もちろん、基本的に各学校の取り組みを重視し、中学校長の意思表示により、現在は1校区実施ですが、4月からさらに3つの中学校区、またその翌年度には32の中学校区で行うことが決まっており、残り3校区のみ意思表示が今のところ中学校のほうからないという実態であります。

それから、大阪に高槻市というところがあるのですが、そこにも調べに行ってみましたが、その例をご紹介します。

小学校、中学校の義務教育の9年間を、高槻市においては4・3・2年の区切りでとらえ、国の研究開発指定校としてやられるということであります。このときにもメリットはどのような点がありますか、またそうでない点はどういう点がありますかといったようなことを聞きましたけれども、先ほど私が述べましたような特に不登校の子供たちに対してメリットがあると、その指導主事の方は言われていました。25年には、すべての校区で同じスタンスで行い、先生の交流を行うと言われていました。小5、小6、中1の課題を克服したい、特に生徒指導上の課題を5、6年生と中学生との活動を通して解決したいと言われていました。

今2つのところの例を述べたんですけれども、距離的なことを考えても、もちろん白鷺小と白鷺中は隣接しているんですけれど、姫路市内もそうでないところもあります。その実施のことも聞きましたけれども、そうすると今教育長がおっしゃったように、離れているところもあったりとかでいろいろそれぞれのところの状況による部分があるであろうということは言われておりましたが、今例えば、話がほかのところに飛びますが、テクノのところの県立大附属の中学校、これも私調べに行ってきましたけど、向こうの副校長の方といろいろと話しし、いろんなことをお聞

かせいただきましたが、やはりそこならそこで、そこは県立大学との交流がございませう。それから、隣にある高校のほうにも行って聞いてまいりましたが、ここも大学との交流がございませう。それぞれのところにあつて、こういうことできないかな、こういうふうにしたほうが魅力ある学校になるんじゃないかなというふうにされていると思います。また、私立の学校のほうでも、それぞれいろいろ考えてされていると思います。

ですので、私は、私たちの太子町においても、そういったことは考えていただきたいと思っています。校区の枠は別としまして、校区のこともいろんな意見が議会の中から出たりはしておりますが、私はきょうお話しさせていただいているのは、子供たちが小学校から中学校に移るときの移行がスムーズにいくように考えてもらえないかなと思っています。姫路市さんがそうやってまだ意思表示のないところもあつても、そういう意向で全体が今動いてますし、高槻市さんの例で言うとなつているんですけれど、太子町もこのことに限らず、私時々感じるんですが、自分たちの町でこれを考えてこういうふうになつていったらどうかというようなことを、隣がやつた後とかでなくて、自分たちでも考えて、もちろん考えておられることが全くないと言つてゐるんじゃないんですけど、もっと考えてほしいなと私は思つております。今教育長は距離的なことは10分か15分かかかると言われてましたが、そういうことは何も否定はしませんが、プラスの面も考えていただいて、少しでも魅力のある学校づくりをしてもらいたいと思っています。

それから、外国語での活動については、私のここの表記が「英語教育」というふうになつておつた点は訂正をさせていただきます。外国語の活動ということで、そしてそれは具体的には英語の活動であるということで、その進みぐあい、今何々小学校がどういうふうになつておつたんですけれども、私が聞きたいのはそういうことではなくて、そ

れに対して私が一番こうなってはいけないと思っているのは、これによって英語嫌いの子供をつくってはいけないと思っておるのであります。なかなか今教育長が言われましたように、英語自体を教えるというのは時間が限られておりますので、英語そのものをどれだけ使えるようにするかというのは非常に難しいと思います。ですので、英語に親しむとか英語の文化を学ぶとか、そういったようなことを通して外国語の活動をすべきであると私も思っておりますが、英語嫌いをつくりたくない、これをやり方によっては、もしかすれば英語は小学校が終わったときに嫌いであるというふうな子供の数がある程度以上になると困るなと思うので、どのような準備が、こういうふうにしようかということをご各小学校でどういうふうにご話してもらえるかということをお尋ねしたかったので、そのことについてお答えをいただきたいと思っております。

それから、子供たちを残して先生が教える、先生が家まで送っていく状況があるということも言われましたが、それをどのように親と話をされているのか、そのところは私はわかりませんが、しかしやはり少しでも子供たちを残してやって、教えてやって、そして親に迎えに来てもらいたい、先生方が忙しいと言うのであれば、親に何時ごろに来てくださいますかと、来ていただけませんかというようなことが、もちろん親の事情によってできないこともあるとおっしゃるかもしれませんが、今お聞きしておりますと、その子供たちを残して1つでも2つでも教えることはどうもしづらいようにおっしゃいましたので、これは私は本町の教育にとってよくないことだと、よくないというか、よりよくしていただかなければいけないことであると思っております。

授業時間数、この指導要領の改訂により、2時間あるいは1時間増えるというようなことを言われましたが、しかしながら、こうであっても私学との授業時間数の差というのはなおあり、それであれば私学に行けばいいじ

やないかとかそういうような議論でなくて、少しでも子供たちの学力向上のために何か方策がないかなと。授業時間でだめなんであれば、今申しましたような残すことを増やしてやるのか。何か方法はないのか。これは小学校ではできませんけど、例えば高等学校であれば授業時間より前に、1時間目より前に授業をやったりとか、そういうことはいろんな高校では今もやっておりますし、先ほどご紹介したような、ある公立高等学校でありますけれども、土曜日にそういったことはやっています。また、皆様方もご存じのとおり、東京のほうでは中学校でいろんなことを考えられているとか、そういったことがあります。

ですから、そういったことは何か考えようとしてもらえないかということなんです。それが実際にできるかできないかはいろんなことがあるんですけど、そういったことを何か考えられますか、そういうことをお尋ねしております。いかがですか。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。

一つ誤解があってはございませんので、もう一度繰り返してお話しさせていただきます。

新学習指導要領では外国語活動ということで、どの学校も5年生、6年生については英語活動を行います。その中で、今も言いましたようにコミュニケーション、英語にアレルギー反応を起こさないために英語に親しむというようなこと、あいさつとかまたは自己紹介とか買い物とか食事とか、そういう簡単な単語を通じて、遊びを通じてコミュニケーションを図ると、そのようなことが週1時間行われるというようなことでございます。

もう一点、兵庫型教科学習ということについては、国語、算数、理科、この3教科から2教科を選択して、そしてそれが中学校のように教科型担任制ということで、先生が教えていくというようなことを一度に言いましたもので、ちょっと誤解があったかもしれませんが、それは、中学校との接続を円滑にしてい

くために、今出てましたように不登校等々がございます。急に小学校から一人の担任がすべての教科を教えて、中学校に入ったときには教科が次々とかわっていった担任がかわるという、非常に適応能力がない児童・生徒があれば、そこで不登校になってしまうというようなことがありますので、5年生、6年生から教科担任制を用いて、そういう中学校に円滑に接続していこうというようなことが、兵庫県は平成24年度から完全実施されます。

その中で、昨年度から25%ずつ行われているわけですが、今も本町の教師は非常に前向きで積極的でございます。すべてが本当は完全実施をする意思はございましたんですけども、今言いましたように、諸般の都合で来年度は50%の普及率で教科担任制を実施していきます。来年度はほとんど100%になって、他の市町よりもいち早く完全実施ができるものと思います。そういう意味で、教師は絶えず新しいものを取り入れて、そして一時間一時間の授業を大事にしながら学力向上に努めていきます。

学力向上というのは、一つの試験だけで、一学年だけで学力というものを判断すること自体が、少し私としては腑に落ちないところでございます。学力とは生きる力をはぐくむものでございますので、成人になったときに、どうそれが働いていくかというようなことで評価されていくものだと思います。そういう意味で、長いスパンで見えていただいて、いろんな教師がかかわっていく中で、一人の人間の人格形成を培っていくということが太子町では行われており、そしてそれが将来の生徒にとって一番重要なことで、大切なことで、生きていく面では必要なことではなかろうかなあとと思います。一喜一憂するんじゃなくて、長いスパンで見えていただきましたらと思うわけでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 服部議員、簡潔明快に質問をお願いします。

服部議員。

○服部千秋議員 教科型担任制ということは今教育長が言われました。そのことに関して、本町においては、社会教育主事という人はおられるのですが、指導主事という方はおられません。この指導主事の人数についても、このことを聞くときにそういった市で聞いたり、またほかのところのことも知っておるわけですが、本町においては教育長の立場の方がいろいろといろんな役割を、例えば今教科の指導が言われましたが、教科指導で言えば、例えば高等学校で言いますとそれぞれの教科に指導主事という人が県のほうにいます。そのことについて仕事をしていきます。また、生徒指導であれば生徒指導の主事がいます。私は、指導主事がいたほうが、今教育長が言われたこととかでもやりやすいんじゃないかと思います。もちろん囑託の指導員の方はおられますけれども、指導主事という法的な立場を持った人がいろいろと言われることは、私は非常に本町にとって大切な、これは必要なことだと思うんです。

それで、このことは教育でない行政のほうにおられた方はなかなかそういった教育現場のところにおられませんので、このことの声を上げるのは、私もそういう教育のところにおりましたし、教育長ももちろん教育のところにおられましたし、またそれ以外の方でも私もちょっといろいろ聞いておるわけですが、やはりそういった指導主事はあってほしいなというふうに言ってます。これは、よそ様であれば、その地方公共団体が雇ってお金を払ってやっています。つまり、子供の教育にどのようにとらえるか、そこに重きをどの程度置くかということになると思います。そして、これはもちろん教育部局だけでなく町長にも決断していただかなければいけないことだと思いますけれども、太子町では指導主事がいない。これは、やはり、いたほうが現場の校長先生もありがたいだろうと思われるし、教育長自体も本当にありがたいと思われるんじゃないかと私はお察しいたしますよ。ですから、今これが予算的にできない

かは別として、やはりそういう人がいたほうが、私たちの町の子供たちの教育がより充実するためにはいいと思いますが、この点はお金のことは度外視して、いかがお考えか。教育長にお尋ねしたいと思います。

それから、先ほどお尋ねしている子供たちを残しての指導のことについて、先ほどちょっとお答えが十分、私ちょっと理解できなかったので、議長から私に簡潔明瞭に質問しなさいということでしたが、恐れ入りますが、答えられる側もその部分をお答えいただけたらありがたいと思います。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 指導主事の件ですが、やはり教育は専門職でございますので、その専門職をより専門職に当てはめようと思えば、指導主事というものが必要ではないかと思われまふ。今のところ、2名の嘱託指導員がおるわけでございますけども、専門の指導主事というものがあれば、教育委員会と現場とのパイプがスムーズに伝わり、指導内容も伝わっていくものじゃなかろうかなあと思うわけでございます。

2点目の、生徒を残されないというようなことを今も言いましたように、本当は一時間一時間の授業の中で理解をさせていくのが順当でございますが、やはりすべての子供が平均水準以上に理解をされるということは、これは難しいことでございます。ですので、空き時間または遊び時間、放課後等々で何とか学力を伸ばしていこうというのが教師本来の本能だと思いますが、今も言いましたように帰宅時間が決まっている、帰宅の迎えの時間が決まっている等々になれば、やはり課題を与えて、そしてその次の日に見るといふ、またはそれも与えたものができていないというようなことがあれば、家庭訪問していく時間もございませぬ。そういう意味では見切り発車という言葉がありますが、そうせざるを得ないということが現状ではなかろうかなあと思っております。もう少しゆとりの時間、児童・生徒と向き合う時間があればそう

いう面が解消されるわけでございますが、そういうところできていないのが今の教育全般にわたる状況じゃなかろうかと察しております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 服部議員。

○服部千秋議員 先ほどから、教育長が長い目で見た生きる力をつけることという観点の教育論を展開しておられます。その長い目で見た生きる力に必要な基礎学力を、私たちの町の子供たちに、ぜひなお一層つけていただきたい。その方策を、これは実際本当は大変なんです、方策をいろいろと考えていただいて、子供たちの長い目で見た基礎学力がより定着するようにお願いをしたいと思ひます。

それから、これは答弁は要りませぬけれども、本当に指導主事が私たちの町にとって必要なかどうか、こういった点についても町長と教育委員会と話をしていただけたらありがたいなと思ひます。私はうちの町に、管理課のところに1人指導主事がいたほうが、いろんな事柄がいろんなうちの町の小学校、中学校の教育の充実につながると、これは信じております。ですので、またお話し合いをしていただきたいなということを強く求めておきたいと思ひます。

これで終わります。

○議長（熊谷直行） 以上で服部千秋議員の一般質問は終わりました。

次、中島貞次議員。

○中島貞次議員 それでは、通告に従って一般質問をいたします。

まず、中島貞次でございます。名前言うとかんだれかわからへん。済んませぬ、緊張してます。公明党です。

まず、国民読書年について質問をいたします。

まず、ネット社会が広がる昨今の状況の中でありますが、活字離れが進み、年齢を問わず、読書への興味が大変薄れている状況です。国民読書年、すなわち今年が2010年国民

読書年と定めておりますが、国民読書年行動計画の中に、GNR（国民総読書量）の底上げを図り、国民の不読率の引き下げに努めるとありますが、太子町内の活字離れは現状をどうとらえているのか。

2番目、GNRの底上げと、不読率の引き下げに努めるため、どのような対策をしようとするのか、またしているのか。これは、社会人に対してと、また子供たちに対して。

3番目、本年は太子町として、国民読書年のイベント等の企画はいろいろ考えておられるのかどうか。

その3点について、まずお聞きします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

国民読書年についてでございますが、読書につきましては、貸出密度という指標があります。自治体の人口1人当たり図書館の資料を何点借り出したかというのを割り出したものでございます。ここでいう資料には、図書館によりCDやビデオも含まれております。太子町の図書館の昨年度の貸出密度は5.5点でした。ちなみに、神戸市で4.4、姫路で4.3、たつの市で5.7、相生市で5.1でございます。全国的に活字離れが進んでいると報道されておりますが、この数字をもって太子町民の活字離れが進んでいるか否かは判断するのは難しいというふうに思われます。ただ、図書館の利用者層を見ると、児童・園児がいる若い家族や、中高年層は増加し、高校・大学生の学生の利用者は減少しているというふうに思われます。

次に、対策でございます。社会人に対しましては、図書館では「広報たいし」やホームページ上で新刊の図書をご紹介しておりますし、また自治会や婦人会、老人会等の出前講座でも本の紹介をいたしております。

子供たちに対しましては、各学校園におきましては、学校図書館、司書を中心に子供たちの読書活動の推進と学校図書館や学級文庫等の読書活動の充実に取り組んでおります。

特に、朝の読書活動、朝読の継続指導により、落ちついた態度で1校時の授業を臨めるようになってきたとの報告でありますし、読書推進強調月間を設定し、図書委員会の読書推進の呼びかけ活動を通じ、読書意欲の喚起を図っております。

今後は、小学校高学年から中学校にかけての家庭での読書習慣形成を目指して、学校の校報、園だよりを通じて読書の勧めを発信し続けていきたいというふうに思っております。

また、図書館におきましては、おはなし会や絵本の時間、あるいは幼稚園や学校訪問の場でストーリーテリング、絵本の読み聞かせ、ブックトーク等を通じて子供たちが本やおはなし会を楽しむ機会を設けていますし、そして小学生、中学生には夏休み推薦図書リストを作成し配布いたしておりますし、毎月乳幼児相談会場での乳幼児向けの絵本のリストを配布いたしております。

ちなみに、小学生向けのリストは、たつの市と揖保郡太子町の小学校図書館部会と共同で編集作成をいたしております。

図書館では、今後も学校園との連携を図りつつ、子供たちにも大人にも読書を生涯の楽しみとして豊かな人生を送っていただけるように、従来どおり質の高い蔵書を収集し提供したいというふうに考えております。

次に、イベント等でございます。現在具体的に決定している事業はございませんが、読書推進のために読書週間、10月27日から11月9日、今現在考えておるところではそういう週間を設けて、読書講演会を計画したいというふうに考えております。また、ホームページにおいて国民読書年を掲載し、読書推進を図りたく考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 中島貞次議員。

○中島貞次議員 丁寧なご回答ありがとうございました。

まず、当然これは知っておられると思いますが、国民読書年のロゴマークは多分当然ご

存じだと思います。その１点、お答え願えますか。

- 議長（熊谷直行） 教育次長。
- 教育次長（塚原二良） 申しわけないですけど、私は存じておりません。
- 議長（熊谷直行） 中島議員。
- 中島貞次議員 ロゴマークと同時にもう一つ、合い言葉、ご存じですか。
- 議長（熊谷直行） 教育次長。
- 教育次長（塚原二良） 知りません。
- 議長（熊谷直行） 中島議員。
- 中島貞次議員 教育委員会として、要は日本全体が今年は国民読書年というように定めたいわけですから、当然ロゴマーク、あるいは合い言葉的なものは知っておかないといけないわけで、またよろしくお願いしたいと思えますし、これは文部科学省よりもいろいろ出ていると思いますので言いますが、ロゴマークというのは、2010国民読書年という、そういうマークがあるんです。2010の00が目ん玉になって、2010の1が鼻になって、2が耳になって、国民読書というところに本があって、そこに国民読書年というふうな、そういうロゴマークがあるわけです。それを大いに広報等で周知して、これからお願いしたいと思えます。まだ2月終わりで、まだまだありますのでお願いします。

それと、国民読書年は「じゃあ、読もう。」というのが一つの合い言葉なわけです。「じゃあ、読もう。」というのが一つの合い言葉で、これもやっぱり学校やらそういう社会教育やら学校教育を通じてどんどんアピールしてもらいたいというのは、先ほども言いましたけれども、ネット社会がどんどん広がって今は携帯電話でもどんどんネットを通じていろんなことが、情報がわかるわけで、家でもＤＳやいろんな機械を使ってゲームしたりして、結構本離れが、読書離れが子供たちの間で広がっておるわけです。そこから、そういう意味で今年は特に国民読書年と、そういうふうに応援されたわけですから、どんどん広報宣伝お願いしたいと思

います。

当然国民読書年に関する決議というのは、昨年参議院で可決されました。ご存じないかもしれませんが、ちょっと言います。国民読書年に関する決議、平成20年6月6日、参議院本会議。文字・活字によって、人類はその英知を後世に伝えてきた。この豊穡で深遠な知的遺産を受け継ぎ、さらに発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務である。しかし、近年我が国でも「活字離れ」と言われて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない。これが言語力、読解力の衰退や精神文明の変質の大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。我々はこの事実を深刻なものと受けとめ、読書の価値を見直し、意識の啓発を目指し、政府と協力してあらゆる活動を行ってきた。1999年に「子ども読書年に関する決議」を両院で採択、2001年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を立法、さらに2005年には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を推し進めてきた。それらに呼応して「朝の10分間読書運動」の浸透、読書のまちづくりの広がり、さまざまな読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識は再び高まりつつある。この機運をさらに高め、真に躍動的なものにしていくため、2010年を新たに「国民読書年」と定めたいと思う。これにより、政官民が協力し、国を挙げてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。右決議する。というふうな決議があったわけです。改めて言うまでもないと思います。

こういうもとで、今年は新たに2010年国民読書年と。先ほどありましたが、朝の小学校で特に10分間読書運動、これは非常に好評で、落ちつきが出ているという父兄からの声もありますし、大いに喜ばしいことと思っております。

それからもう一点、ある団体では読書量を高めるために、こういうことをやっているわ

けです。これは子供たちの自主申告なんですけども、年間100冊以上、何でもいいです。漫画は除きますけども、絵本でもいいですし、ちょっとした小説でもいいですし、何でもいいから自主申告で、例えば年間100冊、あるいは年間50冊以上読んだ人は自主申告してもらって、年度の最後に読書博士号を贈呈しますよというふうな試みがあるわけです。その辺から子供たちの読書離れを防ぐという活動をやっとる団体もあるわけです。その活動についてどう思われますか。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 読書というのは、本当に感性を磨いて大事なことでございます。やはりそれを自分のものとして身につけるには、だれかが手本を見せなければいけませんと思うんです。これを強制すれば、かえって読書離れになると思います。そしてまた、読書というのは食わず嫌いな人が多いと思うんです。本当に読書すれば、こんだけおいしくて、楽しくて、役に立つものがあるんじゃないかなと思うのですが、実際読書に親しむ機会の一つの接点がないがために、読書離れが進んでいるんじゃないかなと思うんです。本当の読書の楽しさ、おもしろさというものを知るには、だれかが誘い水をやっていく必要があると思います。それが、教師であったり、または家族であったり友達であったりしますので、やはりその読書というものを楽しく親しむということについて、その接点を設ける場所を考えていきたいなあと思うわけでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 読書との、本との接点をいかにしてつかんでいくか、とっていくかということが一つ大事になるわけです。どうしても新聞にしても読むことが嫌い、逆にテレビと動画は好きという子供がどうしても増えていくわけです。当然読むこと自体を避けますと、いろんな面で、端的に言いますと学力の面で字が覚えられない。昔は少々難しいもの

があっても興味を持って読んでいけば、難しい字やけれども学校で習ってないけども、親にこれ何ていうのと聞いて字を覚えてきたという経験も昔はありましたけど、今はちっちゃいお子さんと多分あると思います。絵本を見たときに、これ何ていう字とかというて聞いて、そして字を覚えたりとかということで、だから読書をするということは、いろんな面で有効なわけで、それは大いに勧めていく必要があるわけです。

もう一つ気になるのが、今インターネットというかネット社会で、どうしても活字から離れていく要素が多いわけで、特に大人の人たちがどうしても、一日24時間多忙であるということは仕方ありません。当然仕事もしてはるし、家の中で実際生活する時間というたら、ひどい人によっては1時間、帰ってきて1時間何や食べてふる入ってもう即寝て朝仕事行かなあかんとかという、そういう人の状況まで、いろんな状況があると思いますが、子供たちは朝の10分間読書運動で大いに成果を上げつつあると思いますが、今度は大人たちのそういう読書に対して、何か訴えすべき方法、施策はないんでしょうか。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 今の世の中、世相というんですか、ストレス社会でございます。やはり映像に訴えて、それによってストレスが解消される、いわゆる楽な方向に行く傾向があると思います。その辺のところ、大人のほうが一歩我慢をして手本を見せるというようなことが一番の方策じゃなかなかなあと思います。先ほどもインターネットと出てましたように、新聞を購読する家庭が少なくなったと。やはり活字を見るよりもインターネットまたはテレビ、携帯電話等々で情報を収集すると、そういうようなことの傾向が強いようでございます。相当ストレスがたまっておられる成人が多いんじゃないかなあと思います。

もう一つ大事なことは、今も中島議員が言われてたように、いかに読書が大事であると

というようなことは、一つ例を紹介いたしましたら、「トンネルを抜けるとそこは雪国であった」という川端康成の小説の一句があるんですけども、テレビでそれが放映されれば、そのトンネルを出て雪国の風景が出れば、ここにおられるすべての人が同じ景色を見て同じ印象を与えるわけでございますが、それが活字になってそれを読めば、一人ひとりの風景が違ってございます。

そういう意味で、非常に想像力または感性が豊かになるのが活字だと思います。そういう活字のすごさ、すばらしさというものが、大人が感じなければ子供に伝授することができないと思いますので、ぜひ子供というよりも、子供に教えるんじゃなくて、大人が手本を見せる、背中を見せるというようなことを繰り返していかなければ、これは定着しないもんだと思います。ややもすれば、私たちは楽な方向へ行くというようなことがございますが、やはり大人社会の一つの方向性を見せなければいけないんじゃないかなあと思います。

以上です。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 今年が2010年国民読書年ということなので、今年一年を通じていわゆる太子の広報あるいは図書館、あるいは教育委員会の玄関のどこ、ちゃんと張るところがありますんで、そこら辺で何とかいろいろアピールをしてもらって、今年は国民読書年ですよ。「じゃあ、読もう。」というのが一つの合い言葉ですから、ロゴマークもインターネットからは印刷できるようになってますし、どっか上部機関、県教委とかその辺行けばどっかあると思いますんで、何とか手配してもらって大いに今年一年アピールしてもらいたいと思いますが、その辺どうですか。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） それにつきましては、そのように私どものほうも何とか少しでも読書年に当たり、読んでいただくように何か工夫していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 じゃあ、よろしくお願いいたします。

次に、先ほどの1番の国民読書年の中にも図書館の件が出てきまして、ちょっと重複する部分があるかもしれませんが、もう一度言います。

2番目、太子町立図書館のあり方について今から質問をいたします。

現在、町立図書館には、最近の情報で17万冊と聞いておりますが蔵書があって、その中でも特に幼児向けの絵本や大活字本などにこの太子町の図書館の特徴があると思っております。スペースの問題もありますが、今後蔵書を増やす計画はあるのでしょうか。あるとすれば、どのような分野を考えているのでしょうか。

2点目、図書館司書の方の、現在の図書館に対して改善すべきなどの意見、あるいは考え方はどのようなものがあるのでしょうか。

3点目、全国の主要な図書館の間では、ネット検索ができるようになっています。例えば、日本最大の国会の国立図書館でも、ネットでこんな本ありますかと問い合わせると、十分対応できてます。近隣でも結構対応する図書館があるわけですが、太子町の場合はできないんですが、太子町の図書館にもそういうネット検索ができる体制を整備してはどうでしょうか。

以上についてお伺いします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 図書館のあり方についてお答えをさせていただきます。

まず、蔵書の計画でございます。現在のスペースには問題がありますが、質の高い本や資料を増やしたいという計画はいたしております。特に、中高年齢層の利用の増加にあわせて大活字本、医療や健康、年金、趣味の分野を充実させていきたいというふうに考えております。最近の食の安全や健康志向を反映し、家庭菜園の本もよく利用されております。

ので、今後もこの分野の充実も図っていきたいと。また、乳幼児向けの本、その保護者のための育児書もあわせて充実させるとともに、頻繁な利用により傷みの目立つ児童書や、一般向けの小説を買い換えていきたいというふうに考えておるところでございます。

それと次に、改善点についてでございます。汚損、破損の目立つ図書を除斥するとともに書庫を整理し、書架に横積みになっている図書を減らして、利用者が手を伸ばしやすくなるような魅力的な書架にしていきたいというふうに考えております。

そして、将来的には図書館の西側に書庫を増設、また図書館から離れて図書館になかなか来にくい地域の方々もございますので、より多くの図書を提供できるように移動図書館の充実にも努めていきたいというふうに考えておるところでございます。子供からお年寄りまでのそれぞれの人生のライフステージに応じた本が提供できたらなというふうに考えるところでございます。

最後に、ネット検索の整備ということでございます。利用者サービスの一つに、ネット検索等ができるIT化の導入は図書館の懸案事項でございます。前々からでございますが、財源的な面ということで、導入が当図書館については遅れているというところでございます。第5次の太子町総合計画に蔵書管理システムの導入ということで計画をしないとところでございますが、現在は将来の電算化に向けてのシステムの調査研究に努めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 まず、1つですけれども、蔵書の計画で当然そういう分野が多くなると思っています。これからは、高齢化社会そして少子化ということは、高齢化の部分とどうしても子育ての部分というのが当然比重が大きくなる、そういう蔵書計画になっていくと思います。

ただ1点、私は気になるというか、ほかに

ないものとして、いわゆる地図類がないかなという気がするんです。要は地図の見方等についてはありますけれども、具体的な地図、要は国土地理院発行の、2万5000とか5万とか20万分の1という地図があるんですけども、これも置いているところは、姫路のお城の近くの図書館行けば置いているんですけども、なぜ私がこういうのを言うかといいますと、地図を見るということはただぼうっとそれは見ますけれども、地図によってある程度のその地域の全体感がわかりやすいという意味で地図を、私はインターネットでも当然グーグルの地図があるんですけども、ああいうのをよく見るんですけども、図書館でも気軽にそういう地図が見れる場所が太子町にはないなど。昔からこれだけは、ちょっと私自身の個人の見解かもしれませんが、ちょっと不満かなと思ってました。そういうある意味、当然住民の方のニーズも必要かと思いますが、ある程度専門的な部分の分野も必要かなと、そういうふうに思っております。これは当然、私一人の意見では無理で、これは特殊な分野なので、例えば経済建設部長やったらようわかると思いますが、そういうふうな、ただ国土地理院の発行した地図を見るというのも一つのいろんな自分の、あれは全国何百カ所やったかちょっと忘れちゃったけど、日本全国を区切って行ってやっていきよる地図ですけど、はい、わかりました。

それと、あと前から気になってた横積みを減らすというのは、先ほど答弁にありましたように、その場合にそれは本を減らすのか、それとも書架を増やすのかという、それちょっとどうですか。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 今現在確かに横積みになっている部分がございます。その中でも、今私も見て知ってるんですけども、なかなかそしたら除斥してもたらいいいんかということになると、これは少しもったいないというか、そういうできない部分がございますので、今年でしたか、書架を増設して何とか横

積みを少しでも減らしていこうというような工夫をしておるわけでございますけども、根本的にはもう少し増設してというのは、どうしてもあそこには残りますけれども、何とか今は少しでもと工夫して横積みを減らしていこうということで、書架を増設して工夫を凝らしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 先ほど質問した意味としてもう一点意味がありまして、例えば人気のある本は結構本の裏側に日付がいっぱい書いてあるわけです。判こで押してあって、これはよう借りてある本やなあと。ところが、人気のない本は、無印は見たことはないですけど、1回か2回日付が押してあってそのままやったというパターンもありますし、そやからどの程度まで有効利用されているのかなあと。ただその場合に、どうしても必要なもの、図書館にとってあるだろうと思いますし、いや、かえてこの本は要らんのではないかと、住民の方の要望におこたえて備えたけれども実際問題として、人気がないというたらちょっとおかしいですけども、という場合に、一時どっか預かり場所みたいなものがあつたらどうかと。ほなその分スペースできますし、逆にそのときにネット検索さえあれば、この本探してるんですがというて、たまたま表には出ていないですけども、書庫というんか倉庫にあって、この本がこの中に眠ってますよというぐあいに、ネット検索さえあればこれあるんやなというのがわかって借りれるという状況もあると思うんですが、要はよく出る本、あるいは余り出ない本だけでも重要な本は別にしておくとか、その辺の考え方はどうですか。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 中島議員おっしゃるとおりで、私も図書館のほうへ行きまして係のほうとそういう話もするわけですけども、どないしたら要するにすっきりと整理ができるだろうかということで、今おっしゃる

とおり、そういう工夫も図書館としてはやっていると。しかし、その貸し出しが余り少ないから奥へ、それもありましょうし、それと大事な本はそういう関係というか、要するにそういうことも考えて今やってるんやけどなかなか横積みがきちっと整理できないというんか、そこら辺があるんですけど、そういうことはおっしゃられるのはこちらもわかっておりますので、そういうことも考えて、なるべく皆さんに読んでいただけて、手が届きやすいような格好で工夫をして今後やっていきたいなというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 その辺のことをまた、よろしくお願いしたいと思います。

そして、ネットの件ですけれども、この整備は、やはりいろいろ難しい予算的にも大変かもしれませんが、早いこと、例えば割と有名な1冊の本をインターネット上で検索しますと日本全国ずらっと図書館が出てくるんです。だから、有名な本でなくても、特定の本を探せばネット検索、ネットワークの中に入っていったら、例えば東京から北海道から沖縄までの図書館の中に太子町の図書館と、ここにもありますよとかというふうな、そういう検索もできるわけです。だから、太子町の図書館自体は、あのスペースの中でいざ探そうと思うと、普通に本だけ追って探すというのは難しいんです。本によってはどっちの部門かなと、図書の管理にゼ口番から9番まででしたか、ありましたから、その中のどの部分に入るんやという探し方もありますし、いきなり例えば社会科学のところへ行ってみようという方法もありますし、あるいは検索カードを見てタイトルのあいうえお順から探すという方法もありますし。だから、この本が見たいというときに探すのは結構手間な場合があるわけです。だから、そういう場合にネットが家であれば、あるいは図書館自体にネットの検索システムがあれば、その場でネットでピッピッピッとして本のタイトルから管理

番号からすべて出てくるわけですから、その辺のことを進めていただきたいと重ねてお願いしますが、どうですか。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） これは図書館にとって大きな、今までからずっときている懸案事項でございます。私どもとしては、なるべく早いことそういうＩＴ化の導入については考えるところでございますけれども、何分お金の問題もございますので、財政課と相談ということになっているのは現状でございます。担当としては努力していきたいというふうにお答えさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 今後またよろしくお願ひしたいと思います。

では次に……。

○議長（熊谷直行） 中島議員、ちょっと待ってください。

今、中島議員の一般質問中ですが、この際暫時休憩いたします。

再開は３時25分。

（休憩 午後３時10分）

（再開 午後３時24分）

○議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中島議員の一般質問を続けます。

中島議員。

○中島貞次議員 ３点目、Ｈｉｂワクチンの助成についてでございます。

私たち公明党としては、女性の子宮頸がんを初めとして、乳幼児の細菌性髄膜炎、高齢者の肺炎など、毎年多くの人々の命を奪っている事態を憂いて、それを予防できるワクチン接種の促進を現在強力的に推進しているところでございます。

その中で、12月定例議会におきましても、Ｈｉｂワクチンの実施の助成を求めたわけがあります。もう一度おさらいします。Ｈｉｂワクチンそのものが、名前が世間に認識されておりませんので、この前も聞きました。Ｈｉｂワクチンご存じの方は言うたらほとん

ど知りませんでした。そういう意味でもう一度おさらいします。

Ｈｉｂとは、インフルエンザ菌ｂ型のことで、抵抗力を持たない５歳未満の乳幼児が大変かかりやすい、細菌性の髄膜炎を起こして約５％が亡くなり、約25％は知的障害や聴覚障害等の後遺症が残ると。この予防接種については１回七、八千円かかり、４回で約３万円少しかかるという費用負担になるわけがあります。現在では、通告文書では100になってますけど、90カ国以上で予防接種が行われ、90以上の国では国の定期予防接種に位置づけられております。このＨｉｂワクチンについて、今回街頭署名活動を実施しました。そして、兵庫県井戸知事に対して９日現在で10万人を超える署名簿を提出し、その後数十万人、ちょっと数字は確定しておりませんが署名簿を提出いたしました。県として助成する方向で前向きに検討するようになっております。

昨日も実際に署名していただいた中に、このＨｉｂワクチンの接種をしたという方がおられまして、実際１回しかされておりませんでしたけれども、かなり高かったということをお聞きしました。太子町としても今後の対応を求めているわけであります。その後どう対応されますか。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 先の12月定例会におきましてご答弁を申し上げました。その際には、ワクチンの供給制限等が行われておることによりまして、医療機関、また接種希望者の混乱を招いているという状況から、国、県や他の市町の取り組み、またワクチンの今後の供給動向などを適切に把握しながら判断してまいりたいというふうに答えたいと思います。

それから、２カ月ちょっと経過をしておるんですが、大きな動きがございました。今、中島議員が言われましたとおり、兵庫県が公費助成について、公費助成を行う市町に対し

て県としての補助を実施するということが、この2月16日の新聞で報道されたということでございます。我々が12月のときにも申しましたように、国、県の動向というのは非常に大きいという思いはいたしておりましたので、その際にもちょっと触れたんですが、本来このHibワクチンにつきましては今議員さんおっしゃりますとおりWHOの非常に強い勧告等もありまして、多くの国で定期接種化されておるということでございますから、私も同様、個人的な意見でございますけれども、やはりワクチン政策として、国が予防接種として定期化をするということが本当に望ましいというふうに思っております。それまでの間、こういった任意接種についての助成制度ということで今お尋ねがあるわけですが、先ほど申しましたように、県の発表以来、兵庫県下の各自治体も動きが急でございます。もうご存じかと思いますが、2月24日の新聞には西播磨の近隣の市町においても実施予定ということが報道されたように思います。何も近隣だけやなしに、県下今急な動きになっておりまして、やはりそれが県が助成制度を発表したというところに起因するというふうに思っております。

今後、本町においてははどうするかという核心の部分でございますけれども、近隣の状況というのを今刻々と情報を仕入れておりますし、また実施に当たりましては、当然財源的な問題もございますし、また地元医師会、また近隣の姫路市医師会等々の調整協議ということもございますので、やはり助成制度の創設に向けて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 今、生活福祉部長からご答弁いただきました。ありがとうございます。

今後とも町として取り組みを積極的に進めていただきたいと思いますし、また過日の国会質問におきましても、全国で1年間で大体1,000人の方がこれにかかるそうでありま

す。1,000人ですから、太子町内においてもゼロではないというふうに考えられますので、当然日本脳炎とか、その他麻疹とか風疹のような混合ワクチン接種と同じように、同等のワクチンというふうに考えられますので、今後ともよろしくお願いしたいと思いますので、その点お願いします。今回はこれだけにとどめておきます。

次4点目、学校給食についてお尋ねします。

学校給食は、一日3食のうちの一つで、大変重要であります。太子町における学校給食の、ほかにはないといえますのは、他の市町村にはないという、そういう特徴的なメニューがあればお伺いしたい。

2点目は、食育の観点から見て毎日学校で食べる給食のあり方についての考え方をお尋ねします。

3点目、そのための取り組みについてはどのようにされているのか。

4点目、特にアレルギー児童・生徒に対する食育指導はどのようにしているのか。

5点目、太子町内の地産地消の食材はどう使われているのか。

以上の5点について質問いたします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 学校給食についてお答えをさせていただきます。

特徴的なメニューということでございます。これにつきましては、年1回ではございますが、小学生にはなべ給食、6年生においてはオードブル給食、また小学校全児童を対象としたおにぎり給食に取り組んでおり、各学校から好評を得ております。

次に、給食のあり方についてでございますが、栄養のバランスのとれた給食を毎日食べることは、健康増進はもちろんでありますが、栄養バランスのとれた給食はどんなものであるかを学ぶ場でございます。また、学校で食育の授業を行うとき、給食は教材でございます。給食の時間は学んだことを実践する場でございます。それらのことから、学校給食

においては学校給食法に定められている学校給食の目標に即して、楽しく、残さず、マナーを大切に給食を実施し、食育推進に取り組んでいるところでございます。

次に、取り組みについてでございます。各学校では食育を実施されております。給食を教材として使用されている教諭も多くおられます。給食時間はその実践の場として使われているというふうに考えております。

次に、アレルギーに対する食育指導でございます。アレルギー疾患を持つ子供の中にはアナフィラキシーショックを起こす子供もいます。給食だけではなく、学校生活の中でも特に注意が必要でございます。毎年、年度初めにアレルギーの実態調査を行って、教職員が共通理解をし、取り組んでおります。現給食センターの施設では代替食の対応は無理でございますので、毎日の給食に使う食材を0.001グラムまで表示した献立表を配布していると。その表を保護者が確認して、きょうの給食は例えば何々は食べさせないでくださいと、担任との連絡をとって対応しているのが現状でございます。中には弁当持参の子もいるということでございます。声かけを忘れないように配慮をしているところでございます。また、特別メニューの日、ケーキとかアイスクリームのときには、希望者にはアレルギー対応の食品、代替食を用意するなど行っております。今後もできる限りの対応を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、町内の食材ですが、地元農家で栽培された野菜の学校給食への導入は品種も増えて年々増加しております。今後も地産地消を推進していくためには、野菜については太子タ市部会、みそについては太子加工グループ、タケノコの缶詰については松尾農産加工組合から購入しておりますので、これらについても継続していきたいというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 順番ちょっと後先になるかもしれませんが、まずアレルギーの児童・生徒に対する食育指導ということで、一番当初、町の直営から委託に変わるころに、何とか委託すればアレルギーの児童・生徒に対する食事がつくれるんじゃないかというふうな話が一時ありましたが、現状ではどうしてもその辺は無理なんではないでしょうか。お尋ねします。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 今ご質問がございましたんですけども、委託にしたからできると、アレルギーの給食を提供できるというもんではございません。これは業者はそういうノウハウがありますけれども、現施設の対応では非常に難しいというか、できないのが現状でございます。ですからこれは施設面等もございまして、そういう施設面からのことを整備すれば対応は可能であるということでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 施設面整備、ハード面での整備がなければ当然厳しいというお話ですが、じゃあ今現在のそういう体制のもとで何とかアレルギーのお子様たちにも食事をしてもらいたいというふうなことを私は考えるわけでありまして。そのときに、当然いろいろ代替食とか献立の上でいろいろ弁当持参の方もおられるみたいですが、一つの方法として、年間すべてこれができるかどうかは現実的に無理かもしれませんが、バイキング方式というのがあります。バイキング方式にもよしあしがありまして、当然好き嫌いが子供さんたちにあった場合に、これはとるけれどもこれはとらないということがあったら困るわけです。ところが、その場合にアレルギーのお子様にとっては成分表示を器ごとにされておれば、これには大豆何％入ってますよとか、これにはチーズがどれぐらい入ってますよとかというふうな表示をすることによって選択できるのではないかと。一つバイキ

ングの特徴といいますのは、ファミレスとか行けばわかりますが、子供さん方は喜んで積極的にとりに行くわけです。当然好きなもの中心にとるわけですが、そのところに、例えば学校の指導の中で、A B C 3つあれば、A だけとって B C はとらないという方法は当然まずいわけですから、栄養のバランスを考えることによって。ということは、A B C の割合で、例えば A を 5、B を 3、C を 2 とかというふうにして、何とかそういうふうなことをすることによって、食事が楽しいという方法も考えたりできるのではないかと。要は楽しい給食というのも一つの方法ではないかと思うんですが、その辺いかがですか。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） バイキング方式というのは、確かにそういう方法もございます。しかし、心配するのは今中島議員さんのほうも言われたように、どうしても子供の好き嫌いというんか、より好みが当然起きてきますので、そういうことからいうたら非常に理想ではあるが、現実にはそういうことが本当にできるのかなという気がします。

というのは、今栄養教諭は、そういう一般的に言う赤や緑、黄色、そういうようなことをカロリーも計算もしてバランスよくやっていると。それをバイキング、私もそうすけれども好きなものだけとるような格好になってしまいうんかなと。そこら辺はどういう方法がいいんか、ちょっと話はわかるんですけど、現実には偏る、偏食するというんか、そういう方向にいく嫌いがあるんかなあという心配はございますけども、一遍栄養教諭にもそういう話はしてみますけど。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 その中で、要はアレルギーの児童・生徒も一緒になって給食を楽しむという方法がやっぱりあると思うんです。一人だけ弁当を持ってきて、みんなが給食を同じように配られとるのに自分だけ弁当やとか、

そういうのはちょっと余りにもかわいそうということで、やっぱりみんなと一緒に器を持って一つ一つとって、これはちょっと無理やからこちとる。そののがもっと楽しい給食ができるんじゃないかなと考えるわけでありますので、またいろいろ難しい面もあるとは思いますが、その辺は学校の先生方の教育、いわゆる指導によって何とかそういう方向性もとれんじゃないかなというふうに考えますんで、またよろしくお願いしたいと思います。

それから、また順番は変わりますけども、地産地消の食材がどう使われてるのかということで先ほど話がありました。このときに、地産地消ですから当然子供たちの中に、きょう出ているメニューは太子町の松尾のタケノコですよというふうな表示はあるんですか。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 給食のときに表示というか、そういうのはもちろんないわけでございます、それを教材として、例えば食育ということでございますので地産地消、そういうこともございます。ですから、要するにこの給食の時間に担当の先生方が、きょうは松尾のタケノコ、これは地元でとれたものですよとか、野菜は今ほしゅんの例えば大根が入っていると、か、そういうような教材に使っていただいておりますので、いわゆる一つの例で言いますと、タケノコが太子町産ですよというような当然そういう教育、食育をやっております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 そういうふうに、要はきょうの給食の中には太子町でとれた、例えばニンジンが使われてますよとか、お米が使われますよとか、そういうことを担任の先生なりがちゃんと言え、あ、これは地元でつくられたものだなというふうな子供たちの認識が当然いくと思うんです。当然、家庭ではそういうことはありませんから、これは中国でできたものか外国でできたものが多いわけで

すから、そういう一つの子供たちの認識、地元でとれたものを大切にしようと、大切に食べようという認識があと一つ必要だと思うんです。そのときに一つ思うのは、その生産者の方が実際にその子供たちと接する場というのはあるんですか。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 全部が全部じゃなくて、例えば石海小学校でしたら老原のほうでの触れ合いということで米づくりをすると、その米づくりをしたものを精米して、そしてそれを給食センターへ運んで、それについて食べたときには今、次長も言いましたように、これは皆さんがつくった米ですよ、老原地区の米ですよというふうにして紹介して食べる場合もあります。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 なぜそういうふうに私が質問しましたかと言いますと、要は食育というのは一つの観点からいいますと、野菜、お米、みそをつくられた方に対するやっぱり感謝の思いで一つは食事をするという一つの観点が必要かと思うんです。そういう意味で、要は生産者の方の生の声が聞けたり、顔を見れたりして、例えばこの人がきょう給食に出されたタケノコをつくったおじいちゃんやなというようなことが直接わかればもっと子供たちも意識が変わるのかなという意味で思ったわけで、何らかの機会を通じてそういう場も提供してもらえたらなと思うんですが、どうでしょう。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） 食育、地産地消のことですけれども、この間でもございましたんですけれども、斑鳩小学校で「ごはん塾」をやったり、それと地域によっては芋掘り、いろんなそういう体験もやっておりますので、学校農園というか、この裏に大豆をつくってみたり、そういうことも一つのそういう食育ではないかと。それと、今言いましたように、食べ物を残さずいただく、もちろんそういうこともそうでしょうけれども、そういうことも

含めた食育は今後も取り組んでいくということでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 もう一点、食育に関してですけれども、2番目に質問しました学校での給食のあり方についてもちょっと関連があるかと思うんですけれども、学校で給食を食べます。早い子と遅い子が当然あるわけです。遅い子は一人二人になってもまだ食べていると、早い子はもうどっか遊びに行ったりおらへんという状況がちょくちょくあると聞いております。その状況というのは、例えば普通は給食といいますと、今の状態でいいますと、全員に配ぜんされました。普通は私たちの世代でありますと、ほないいただきますと。食べました。終わりました。ほんなら、とりあえず全員が終わるまで待って、ほんならごちそうさまでしたというふうな状況が普通の状況だろうと思うんですけれども、ただ何人かがまだ遅いんで残っているという状況というのはちょっと不自然かと思われませんが、その辺はいかがですか。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） ここが給食指導の難しいところであり、欠点じゃなかろうかなと思いますが。といいますのも、給食をとる準備と後片づけ、給食を食べる、その時間帯が決められとるわけですね。その食べる時間内に指導するのが給食指導なんです。ですから、早い子は待ちなさい、遅い子は早く食べなさいというふうに枠内でおさめるというそこを指導していくのが教師であって、それ以上遅くなればほこりまみれになってかえって衛生的に悪いというようなことで、その終わりをきちっとして給食を終えるというふうにやっております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 その場合における先生のかかわり方が一つ大事になるかと思うんですけれども、早く食べてそれがよいというわけで

もなし、例えば一つの時間内で全員が食べれるようにするというのが一つの方向性みたいなんですけども、じゃあ早い子に対して、その遅い子に対してどういうふうに学校の先生が対処するかということが一つ大事になってくると思うんですけども、ただ、楽しい給食、おいしい給食を目指そうと思うと、ある東京の例なんですけれども、先生が積極的に子供たちに給食の時間にいろいろ話しかけて、当然マナーやその辺は重視しますから立って食べたりとかひじをついたりとか、そんな変なマナーは絶対教えたらかんのですけれども、家庭でもそうですけれども、みんなが黙って一人ひとりが食べたらおいしくないとか楽しくないとか、その辺のあたりに学校の先生が積極的に食べながらですけども子供たちに声をかけることによって食育が進んだという一つの例があるんですけども、現状太子町ではそういうことは余りないんですか、どうでしょう。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 子供同士が黙って食べてるということは考えられないと、まだうるさいくらいしゃべってるというようなことで、もしその中で4人か5人のグループで1人がしゃべらない子があれば、当然担任のほうで体調が悪いのか何か原因があると思われるので、声かけ指導はしていると思います。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 中島議員。

○中島貞次議員 今後給食は、やっぱり子供たちにとって人生においても大事な思い出でありますし、私自身も今56歳ですけども小學校で受けた給食というのはいろんな思い出がありまして、やっぱり一人の人間として給食、いわゆる食育の中で培われたものというのは大事に心の中に残っていると思いますので、その辺また今後ともよろしく願いしたいと思います。

それから、もう一点だけお聞きしたいのは給食のあり方に関してですけども、1番に戻

りますけども、メニューの件ですけども、メニューに関してもやっぱり積極的にいろんなメニューをしていただきたいというのが、当然栄養のバランスとかを考えなければいけないんですけども、そういうように考えるんですけども。例えば何とかして要は残飯率を減らすというのが一つの方策だと思うんですけども、そのときにいろんなメニュー、例えば先ほどもちょっと言いましたけども、バイキングの方法もあるんですけども、そういう例えば一つの案としてはお母さんの真心の手づくり料理とかというふうな、あるいは一流シェフのつくる料理とか、一流シェフが本当に来るわけじゃないんですけども、そういうふうな一風変わった何か一つのメニューというんか、子供たちがこれは食べたいなというふうな新たなメニューというのを考えてみてはどうかと思うんですが、その辺どうでしょうか。

具体的にこういうのではなくて、また子供たちが食べたいなあとと思うようなそういうメニューの開発というか、そういうのは今後考えられますか。

○議長（熊谷直行） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 給食センターの中では考えられないんですが、栄養士のアイデアというんですか、工夫によって業者と相談しながら季節に応じた、節分でしたらそういう節分に応じたものを探し出して、それに季節のものを与えることによって季節感を味わうというふうにしながらかは食べることができませんが、その程度でございます。

○議長（熊谷直行） 中島議員、まだ質問あります。

○中島貞次議員 いや、もう終わり。

○議長（熊谷直行） そうですか。

中島議員。

○中島貞次議員 ほんなら、そういう点できょういろいろ質問をいたしましたが、その辺のこともお考えいただいて今後とも安全・安心の学校給食の提供と、それから学校においてきちんと食育ができるように努めていただ

きたいことをお願いしまして、以上、本日の私の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（熊谷直行） 以上で中島貞次議員の一般質問は終わりました。

次、桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 それでは、通告の順に従いまして一般質問を行います。

最初に、後期高齢者医療制度についてありますが、この制度は本町議会でも廃止の議決を行い、また現政権も廃止の方向を出していたわけであります。しかし、現実には先送りというようなことになってきているわけですが、この公約もそういうことでございましたけれども、やはり廃止を求めないとなりますます75歳以上の方々が差別医療を受け、さらには医療機関からも追い出されるようなことになってくると、こういうことであります。そういう点から、やはり政府に求めていくことのほうが大事だろうと思います。そういう点での対応について伺います。

それから、この新年度、せんだっては兵庫県のほうも保険料の1,054円の値上げ、引き上げというようなことで年間で7万1,095円と、こういうことが決められたという報道もあります。そういう中で、この負担等をより軽減をするということでは県等の助成の拡充、こういうことを求めていくなどして加入者の負担を軽減すると。これは当然のことだと思いますが、それらの取り組みについて説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、1点目の制度廃止を求めるべきということの対応でございますが、これも昨年の衆議院議員総選挙において一つの争点ということでもございました。その制度そのものの廃止の問題につきましては、同じく昨年の第173回臨時国会におきまして鳩山総理の所信表明、また長妻厚生労働大臣の委員会での発言等も既にご承知かと思います。廃止すると同時に、この期4年の中で新制度に移行するという発言がござ

いました。厚生労働大臣主宰の高齢者医療制度改革会議が設置をされ、検討が始まっておりますところでございます。22年度いっぱいでの改革会議の報告書をまとめ、23年度に法案を成立させ準備にかかるという日程も示されておりますところでございます。新制度のスタートは平成25年4月ということで、私どもは今のところ聞いております。その内容は、もう既にマスコミ報道等されておりました、もうご存じの方があるということでございます。もう既に国がそういった検討に着手をされております。その手順を見守りたいというのが私どもの思いでございます。

それから、2点目の県の助成の拡充を求めて負担軽減という、今お尋ねでございました。

広域連合のほうで今度の平成22年、23年度の2カ年分の料金改定の作業が行われまして、今、桜井議員さんがおっしゃいましたとおり、もう既に今新聞で報道されておりました、去る2月22日の広域連合議会におきまして保険料が決定をいたしております。数字的なものは今議員さんのほうからお示しがあったとおりでございます、現行大体所得割率8.07、均等割の年額が4万3,920円でございますが、これが均等割額は据え置き、所得割で0.16の増ということで8.23%ということで、当初の伸びからしますともっと伸びがあったわけですが、ここへ21年度の剰余金、それと県のほうで積んでおります基金の取り崩し等で2年間で88億円の財源を持ってくるということで、医療給付費等の伸びからしますと0.16ポイントの伸び、額にしますと今議員さんがおっしゃいました1,054円の増というところで低く設定といたしますか、抑えられたというふうに思っております。

県へ負担軽減を求めたのかということでもございますが、こういう基金の活用ということでもってできる限りの負担軽減が図れているのではないかなというように思っております。

ちなみに、この抑制措置を講じなかった場

合の試算を申しますと、均等割額で3,467円、所得割率で0.96ポイントの引き上げをしなければならなかったというところでございますが、今先ほど申しましたように低く抑えられたというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 やはり今この制度そのものがどういうことになっていきよるかというのは互いに認識しとかなないといけないと思うんですね。今、退院支援の状況報告書となるものが出てきて、病院側が非常に困るような状況になると。75歳以上の特定入院基本料というのが設けられる。そういう中で、75歳以上の患者が一般病棟に90日以上を超えて入院するとこういう問題が出てきて、医療機関もそこから出さなきゃならないというような状況が現実にもたまたまあるわけですからね、そういうこととの絡み。ほいで、当然費用も払うわけです。その上にこの保険料負担がついてくる。

こういうことを見ながら進めようというようなことで、当初の廃止をし、現の老人保健制度に戻すと、こういうことで合意してきたことが、また公約したことが破られてきているというような問題と、それから結局今の場合は基金をつぶしてのことですから、実際のところは今までにゆとりを持つというようなことでやってきた結果として今の答弁のようなことがあるわけですね。だから、そういうものとは違って、本当にこれを運営していく上で75歳以上の人を差別するんじゃないで、やはり県の一般から支援をすると、こういうことのほうが大事であると。基金がようけ生まれておるわけですから、その中で実際上は措置をしたと、それにすぎないわけです。

だから、引き上げずに対応するようなこと、また2年後には同じことが行われることになるわけですから、こういうことは即廃止をしないといけないし、また一般の医療の中で扱うべきものであると、このように思いますし、そういうことを言ってるんです。県に

求めるっちゃうことは極めて大事やということとでありますから、この件は後々も私は姿勢を問うていきたいと思います。

問題は、町が主体性をもって物を申すか、言うかどうかなんやね。見守るということなことだけでは前進もしないし、町の主体性も見えない。ここに住んでいるすべての人たちはひとしく、また同じように暮らせる条件をつくるというのは基礎自治体の仕事ですからね。その点がどうかということです。その辺が、姿勢が抜けてしまうと追随型になってしまうわけです。国やら県の今の言うところをそのままされたんでは、命は何ぼあっても足らんというふうになってくるわけですから、その辺の姿勢は後々問いたいと思います。

それから次に、雇用、貧困対策等につきましてですが、これはやはり今ますます若者を初めとする高校生なんかの就職率も極めて低い状況にあるわけですね。そういう中で、一般の離職した人たちの就職などはもっともっと大変であると。こういうような形で就職難は深刻化しております。そして、一方ではそのために貧困化が進んでいると言われているわけですね。そういう中で、住民の暮らしはもちろんのことなんですが、本町にとっても税収にも多大な影響を与えてまいります。その中で、雇用、貧困対策が急務だと考えます。それについての町としての取り組み。

それから、地域での雇用の拡大にとりまして、これまでも何回も言ってまいりましたが、東芝の果たす役割というのは極めて大きいと思います。そういう点から、新規事業の導入、あるいは半導体はまた今一つ見直され、公共というような形になっとうようでありますけれども、半導体事業の継続、さらには先ほども言いましたが、新卒者を初めとして若年層の就労の機会拡充に協力を求めると。こういうことは、ずっと必要なことではありますし、先にも伺いましたけれども、その後の取り組みについて説明を求めます。

それから、次に通告をしておりますのは東

芝の家族アパート、これは前にも言いましたけれども、その跡地について実際東芝から事前に町へ購入してくれないかというような打診があったんかどうか。この際、ひとつ確認をしておきたいと思います。

なぜなら、今の状況を見ましても、家族アパートをつぶして太子町のもともとのシビック計画であり、公共施設ゾーンとしてあの地域をつくろうと、こういうようなことを言ってきた関係からここが別のものになっていく。今までも民間でしたけれども、そういうものが町のほうで手だてが講じられておたらもっと環境は違ってくると、またまちづくりの基本も変わってくると、こういうふうに思いますので、経緯について再度伺いたいと思います。

それから、前にも言いましたのは、雇用と就業の機会等を拡充するということが極めて大事だということを言いましたけれども、やはり職を求める者にとってはあちこちを訪ねていってもうまくいかないこともありますし、ハローワークで見てもいっぱいだと、こういうようなこともあります。そういう中で、情報を町が収集をして窓口でそれをお知らせするようなことをしておけば、もっと違ってくるということを前に言いました。そういう点で、一つの情報の供給窓口になっていく。ハローワーク等から情報をもらわないとできないということを前言っておりましたけれども、こちらから積極的に取り組まない限り連携をした取り組みはできない、このように思いますね。そういう点から、本町でも情報が発信できるような情報を集めておくと、こういうふうにするべきだということを言いましたけれども、その後の対応についてもここで説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

雇用、貧困対策は急務ということでございますけれども、これにつきましては国並びに県においては地域の雇用創出を図るため、ふる

さと雇用再生特別基金事業や緊急雇用創出事業を創設するなど、地方財政対策が講じられているところでございます。

太子町では、これらの特別交付金を活用しまして、離職を余儀なくされました非正規労働者や中高年齢者などに対しまして、臨時的、一時的なつなぎとしまして就業の機会を提供をいたしております。安定的な就職活動を継続いただけるような支援体制を整備して、今現在この事業を実施しているところでございます。

それと、就職等に係る情報の収集及び提供ということでございますけれども、これにつきましてやはり前回も説明いたしましたように、国や県さらに公共職業安定所との連携に一層努め、やはり各地域の企業の多様なニーズも踏まえた各般のサービスを提供をしていただかねばならないということでございまして、また職業安定法によりますと、市町村の責務としましてはどうしてもハローワーク、職安から離れている地域に対しましては厚生労働大臣が指定地域を決めまして、そういう情報提供をしてもらえるというふうなものがございます。太子町の場合は、多分そういう遠隔地ではないので、そういう指定は受けられないんじゃないかというふうには考えますが、そういった中でやはりどうしてもそういう職安からの情報提供を待たざるを得ないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 地域での雇用拡大、東芝への対応はということでございますが、東芝太子工場におきまして企業活動が有効に展開されるということは、地域における就労の機会拡充は言うまでもなく、地方行政運営におきましても、また総合的な地域の商工業の充実という観点からも極めて重要なことでございますので、今後におきましても適宜事業誘致活動を継続したり、また新規事業の導入に係る要望活動、そういったことを継続して行っていきたいと思っております。

それと、東芝家族アパートの跡地についてのことでございますが、購入の打診というものは以前にございました。しかし、その時点では家族アパートの北側敷地、以前に町が職員駐車場としてお借りしていた土地でございますが、それは既にもう分譲されて住宅として利用されておりました。先ほども言われましたシビックゾーンという一つの計画もございましたが、ふるさと文化村と道路で分断されているということから施設として利用するには少し不適切ではないかと、そしてまた庁舎用地としては狭小であるということから辞退をさせていただいております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 最初に、富岡君、最初のこと何かを答えたんかようちょっとわからなんだけど、それは後で説明してください。

今、昨年からこういう状況がきてるんですけども、虐待問題も今問題になっております。そういうのが、離職とともに所得も激減するというようなことを含めて、それが虐待に影響するというのは前にも言いました。

そういう形の中で、完全失業率というのが5.1%でしょう。戦後よりも過去3番目に悪い水準と、また有効求人倍率も0.46という形でありますから、実際の失業者数というのは317万と言われているわけですね。そのために、あちらこちらで貧困なくせ、仕事よこせと、こういうような動き、集会等が持たれているのが実態かと思っておりますけれども、その一方で、これは厚労省の発表している資料でも年間100人に近い餓死者が出ると、さらには自殺者が7,000人を超えるというような形ですわね。だから、そういうような実態が日本の中にあるわけですし、また地域的にもやはり貧困ということの実態をつかむこと、これは本当に大切なことだと思うんですね。

ほいで、やはり貧困をなくす具体的な目標を立てて、そのための政策を推進すると、それが大前提だと思うんですが、実態を把握しないと政策も具体的なものも出てこない。す

べての国民は健康で文化的で最低限度の生活を営む権利を有する、こういう憲法を持つ国ですから、国、地方ともにまず実態を把握する。そういうことが最低限の責任ではないかと、その上でこれらに対する対応策を出していくということだと思うんですが、そういう取り組みがあって初めて進むものだと思います。

それから、窓口を設けるということの中で私が言ってるのは、少なくとも遠隔地の国の補助やとか取り組みとかということを行っているわけでありません。あくまで、こちらから情報を収集できるように申し入れをして、ハローワークを含めたところ、また町内の事業所等からもぜひ役場にも一報をいただきたいと、そういう情報をもとに求職者の就職活動に寄与する。そういうことをする、専門の窓口というても人が配置されてしなくても一定の看板を上げて、そこに集中していただくようなことをすればいいという取り組みぐらいは当然すべきやということを言っているんであって、それらのことについて再度取り組み姿勢を伺いたいと、このように思います。

それから、東芝の関係では、先ほど説明をしておりますけれども、絶えず言うこと、それが企業の一つの大企業としての社会的な責任を果たしてくれということも言わないといけない。それから、町の税収の問題もありますから何回もしつこくやっぱり行政が言わないといけない。これは当たり前のこっちゃと思います。そういうことで、東芝の跡地の問題と、それから事業継続、こういうことは絶えずやっぱりこちらにも連絡をいただくように申し入れをし、また取り組みを強めるということが大事だと思うんですが、その点を再度伺います。

それから、家族アパートの関係では前回聞きましたときも北の水路のどこまで、水路の向こうはとうに民間住宅が建ったわけですね。昔は、揖東中学校は水路まであってん。だから、そういう面からいえば、民間の住宅が建って、その後、あの住宅が建ったの

は何年前ですか。もうそんなときの時代のことを僕が言うつもりはありませんよ。こちらのあくまでこの間つづいたところで、住宅との間に北側の駐車場はもちろんありました。あれが狭いというか広いというか。ほいで、庁舎用地ということでいろいろ今回の中でも庁舎を建設する、改築すると、こういうことで一つの前からのありますが、どんな庁舎を、ほいで土地の高度利用問題も含めて構想するかと、考えるかということによっても違います。あくまで、駐車場の共同利用、それはあそこでは文化会館との絡みで、非常にイベント等が行われる場合は休日に近いときのほうが多いと、夜間。それから、通常るときは執務をする役場とかの駐車場、職員があとへ行くわけですから、そういうことも含めて見たときに、あの駐車場の共同利用、それからシビック計画、全体的な構想とまちづくりの区画整理事業と、それらのことがあの区域にあったわけですね。そういうことも含めて、今つづかれた土地は造成されていますけれども、あれは結構広いですよ。だから、そういう点ではどういうことを考えていたか。ほいで、最近あれを売却するに当たって、町に打診があったんかどうかに聞いたんですよ。前のことを言うとりません。そういう点も含めて、太子町と東芝との関係を言っているんです。

ほいで、町長が前のときに説明したのは、ほかの人がもう手をつけておるから無理なんですよという、前の答弁はそうでした。だから、そういうことを含めてみますと、いつのことを、総務部長は前のことを説明したんだと思いますし、町長は直近のことを言うたのかもわからん。

(「一緒や」の声あり)

わからん。私が聞きよんやから、それはそっちが説明したらええんや。あくまで、事実関係、経過を説明したらええんや。どういうことやったんやと。私は東芝から打診があったんだったら、一遍それが議会にも相談あったもしかるべきと、こう思うから聞きよんで

す。そういう点の説明を再度求めます。

○議長(熊谷直行) 経済建設部長。

○経済建設部長(富岡慎一) お答えいたします。

雇用対策につきましては、基本的には国策ということをごさいますて、今回太子町におきましては雇用に関しては昨年6月議会での補正にさせていただきましたふるさと雇用や緊急雇用、これにつきましては現状としては実施していると。それにつきましては臨時的、一時的なつなぎではございますけども、雇用につながってるというふうなことでございます。

もう一点目のいわゆる求人等の情報を役場内に掲示もしくは見れるようにしてはというお話でございますけども、これにつきましては先ほど言いましたように職業安定法11条にきっちりと明記されております。ですから、この指定地域、厚生労働大臣が指定する指定地域にならなければ、やはり難しいんじゃないかと。

それと、太子町の現状からいいますと、太子町の場合、たしか三十数年前は職安は網干にあったというふうに覚えとります。それから、広畑のほうに移りまして、今現在姫路駅の北ですか。基本的には極端に遠くなってるような状況ではないというふうな状況の中で、町民にそういうサービスができればいいのはいいのですが、やはり現状としてはできないんじゃないかというふうに考えます。

以上です。

○議長(熊谷直行) 町長。

○町長(首藤正弘) この東芝さんの件でございますが、やはり我々太子町にとりましてはこの東芝の影響というのは大きいものがございまして。十分それも承知しながら、今どういうふうにならっていくかというのは慎重に見きわめながら、我々も要望するべき点はしていき、半導体事業の継続また新規事業の張りつけ等々は、これは要望していかなければいけないというふうに考えておるところでございます。

もう一点、東芝の用地の件でございますが、今先ほど総務部長が申しあげましたように、桜井議員、ちょっと勘違いされとんじゃないですかね。水路までに職員の駐車場として借りておった用地があったんです。

（桜井公晴議員「知っとうで、それは」の声あり）

その用地が水路までですよ。だから、その用地が分離されて売られたんですね。先に売られたんですよ。それが5年ほど前であらうと思うんです。

（副町長八幡儀則「10年ぐらいなる」の声あり）

（桜井公晴議員「大分前」の声あり）

10年になるか。わしの前か。

10年ぐらいらしいんですが、先に分離されて売却された。その当時は一体であれば文化会館の駐車場、また庁舎の建設も考えられるのではないだろうかということをお願いしたんですが、当時は東芝さんは駐車場のみの売却ということでの話でございまして、それでは町はそれを買うということは難しいということで断念し、そうした中で今回はまたその後、東芝家族アパートの売却というようなことで話が入りましたが、一体利用がなかなか活用面、駐車場としてしか難しいというところで断念したという経緯、経過でございます。東芝さんからはそうした打診はございました。そういう経過の中で、我々はちょっと難しいということで断念したというところでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 実際、あっこが建ってからもう相当古いよ。それこそ水路までに、あこの学校が建って水路まであったんやから、昔はね。その跡のところが駐車場ですわ。その南に寮があって、家族アパートがあったわけですね。だから、そんなことはようわかってますよ。そんなことを言うてるんじゃないくて、前のときは売ってしまって向こうの今の民間住宅が建つとところは建ってもうたと。

それは事実や。私が言うたんは、その後のことを言うたんやね。その後のことがどうだったのかと。どういう打診があったんかと。

あそこに建てる建てんの問題も絡んでくるけれども、あそこに建てられないような広さとは言いがたいですよ、あれはね。ただ、道路を挟んだと、道路を挟んだことがどうかというのは問題があります。しかし、利活用はできるとかだということがありましたんで聞いとんや。

だけど、私もいろいろ皆さんに言ってみても、今でも当時の予算修正案も我々は議会として出したわけです。けども、その当時は多数にはならず可決をしなかったけれども、あの一帯を利用して駐車場等の共用利用も含めてシビックを形成するということ成就させようじゃないかと、こういうことも言ってみてましたんでこだわっとんや。

ほいで、東芝が何で跡地の利用も、それから半導体の継続もそれら含めて、東芝がやっぱりこの地域で果たさなきゃならない社会的責任というのがあると、そういう点からしつこく申し入れもしないといけないと思うんですよ。そういうことがなされなかったらいけないと思うし、水の問題だったって使用料がもともとは水も供給し、東芝が今日あるわけですから、そういうことを含めて町としても当然言うべきことは言うということが大事やということで、このことを言っとんですね。水も使用料が減ったら水道の関係でも町のほうに影響を与えとんや。さらには、税収もそうです。それらのことを含めて町がきちっと物申し、また協力を得ていくという姿勢に立つべきだと言うとんや。ほいで、あその土地だったって利用しようと思えば利用できる、絵はかけると、こう思います。そういう点から、打診のときにどの程度の価格で町はどうだという話が今回入ってきたんかということは再度伺います。

それから、窓口のことは網干にあり、もともと龍野と網干、そういうことになってまいりました。職安の問題は相生のことから始ま

ってね。それはええんです。別段、職業安定法でいうてるんじゃないんや。情報をこちらによこしてくれて、こちらでやはり皆さんに相談に乗れる、総務でやるか、今の町民課の窓口でやるか、いずれにしてもここで来られたら若干の相談に乗れるような情報をこっちが持つとると、そうでなかったらできないでしょうということで、情報を収集し、皆さんの相談に応じられるようなことをやっていくというんは自治体としての一つの仕事じゃないかということと言っとんですよ。そういうことが窓口を持つということの大事さやと、そう思うんですけど、その点再度説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） 東芝の用地の件でございますが、この件につきましては私どものほうには価格までは提示はございませんでした。しかしながら、あれをあと何カ月のうちで退去して売却をするという話はいただいたところでございます。

先ほど来、申し上げておりますように、一体のмонであれば私も考えてなければいけないという思いでございましたんですが、あそこに庁舎を建てますとどうしても駐車場等々で難しいということで断念したというところでございます。

そして、あそこのシビックゾーンの計画でございますが、一応私は文化会館の整備、そして用地の買収が難しいということで、あそこのゾーンは一応文化施設ということで終了したというふうに理解をしているところでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） 窓口の件でございますけれども、職業安定法によりますとやっぱり公共職業安定所と有料の紹介業務、それと学校関係、これについてはできるということになります。それと、今さっきも言いましたように安定法の11条で市町村が処理できるのは、今言いました地域指定があって

こそで、これもあくまで職安に取り次ぐこととか、住民に周知させるとか、相談業務は基本的にはまずできないということになってます。これは地域指定を受けても、なおかつできないというのが現状でございます。

ですから、先ほども言いましたように、町民の方に便利になるということは確かに間違いないことではございますけれども、その辺はやはり今の職業安定法の範囲では現状としては無理ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 職業安定法でそうや、そんなことわかつとう。そういうこと言うとなんやうんやがな。だから、あっせんをしてどないするという仕事を言うてへんのや。情報を、ここでこういうことがありますよというようなことは、少なくとも情報さえ出てくれればここに来たらわかるというふうにしてあげえと言うとんや。ほいから、町内のこともやっぱりここに言うとなれば、そういう人が職を求める人、ほいから求人側の、そういうことの情報は提供してあげえと言うとんや。ほいで、これはどないしたらええんやと言うたら、やっぱり紹介していくというのは、本人に就業をさせるということちゃうで、私が言いよんのは。情報の問題を言いよんのに、おまえ、そんな職業安定法持ち出してきて、そんなことわかつとうがな。言うてへんど。その点をはっきりしてもらわないと話にならん。

それから、さっきのシビック計画が終了したという、そんなこと一つも聞いたことないで。それはあんたが思うとるだけじゃろ。全体的にはそういうことがきてるわけですよ。

ほいで、先ほど来出ている狭隘な面積のところ、いかにどういうふうに住民の動線をつくり、活性化させるかというのはまちづくりの一つじゃ。だから。そういう点でいえば、あそこの地域である程度のことが集約されてくることも大事なことで。ほいで、駐

車場の共用利用も将来にわたって必要なところ、ほいで面積一定あるとこというたら、ほんまにあっこしかあらへんでしょ。だから、そういうことを含めて聞いとるわけやね。

だから、東芝との申し入れも、やっぱり単に言うとりますじゃないような取り組みをしないといけないと思うんですよ。書面も含めてきちっと対応していくことのほうが真摯な対応やと思うんですけどね。その辺はどうなんですか。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） まず、用地の関係でございますが、やはり私はあれが駐車場とアパートとが一体のものであれば、これはもうぜひ必要であるという判断をするところでございましたんですが、当時は駐車場を売却するということ、まだ家族アパートとしては機能を果たしておりましたもので、それが後々売却されるということがわかっておればこちらもそういう手だてでは考えられることはございましたんですが、そういうことは考えられなかったと、当時はそういうことで断念したということでございます。

それと、東芝さんのほうにはやはり我々もそうかといってむやみやたらに今の事業等々を、マスコミ関係で経営状況等々を見てみますとなかなか厳しい状況下にあると、そうした中での対応。しかし、ほうっておくのではなくして、前向きに要望なりそうしたものには積極的に働きかけていきたいと、このように考えるところでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

（桜井公晴議員「総務が言わなあかんの違うんちゃうか」の声あり）

失礼しました。先ほどのいわゆる職安からのパンフレット等が総務課に……

（総務務長佐々木正人「総務の前に。カウンターのところに」の声あり）

総務の前に、カウンターのところにコピーし

て置いてあるということで……

（桜井公晴議員「わかつんがい、それ」の声あり）

ですから、それを住民の方が見て、持って帰られる方、見られる方がおられるということでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 今、ほんまに貧困率も高まって、一昨年のデータでも子供の相対的な貧困率が14.2というて高いんですよ、そういう資本主義国の中でも。そういうことを含めたときに、この就労の機会、離職、そういうことが影響するというのはいろんなところの調査でもわかってるわけですから、就職、仕事が確保されることは、その当事者も貧困の問題も、また一定の解消の方向に向かうということで大事なことから、町がそういうことぐらいはしてはどうやと言うてんですよ。パンフレットをぽっと置いて、そこで見てくださいと違うんやと言うとんや。窓口をкаちっと上げて、そして最新のものの情報もここにありますよというぐらいの姿勢に立つのは当たり前やと思いますよ、それ言うときます。また後、総括でも言いますけど。

それから次に、何ぼ使うたんかいな。

（「残り19分」の声あり）

そうか、そうか。

災害対策については、これは何回も言いますけれども、特に水害、それから火災、そういうこと等含めて、災害対策上のことについてはそれぞれ取り組んでおかなきゃならないこととして、内陸部に位置する本町ですから都市計画区域あるいは市街化区域内の農地、それから遊休地等を生産緑地等にして、もしくは借り上げて、通常には芝生とか遊具等を配した都市公園的に活用すると、こういうことが必要かと思います。それが一つの災害対策になりますし、緩衝地になります。ひいては、もちろん地下に水は戻すということでの地下水を涵養することにもなります。

そういうふうに考えますと、本当に取り組

みは大事なことでと。パイプやら開削で下へ流しても内陸部は問題があるわけですから、一時ストックをして放流をするようなことを本当に真剣に考えるべきやという、私は前にも言いましたし、今後もそういうことが必要かと思えます。こういうことは、識者の人ともいろいろ太子町の水ということで相談をいたしましても、そうやなということが同意も得られるようなことであります。

それから、農地そのものは生産緑地的に公園的に置くかどうかというのも、これからのまちづくりにとって大事なことになります。そういう点から、今からそういう取り組みをしておくことが必要かと思えます。そういう点でこの取り組みを伺っておきたいと。

それから、市街化調整区域についても、それは今農地があるわけですから直接的にその必要はございませんけれども、今後に絡めて遊休地をいろいろ活用していくことの大事さが出てくるわけですから、その遊休地とされているところの地主の協力も得ないといけませんけれども、そういう取り組みを、方向性を出すことが大事やと、こう思いますが、いかがですか。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

2月の委員会でも生産緑地制度の話が出たわけなんですけども、これにつきましてはやはり地権者の問題、また都市計画決定の問題、税制の問題、いろんな問題を含んでおります。そういった中で、大都市圏ではやはりこういう制度はかなり増えてきているというふうには聞いております。そういった中で、太子町の場合も今後はこういうかなり法規制のかぶるものをするのか、もっと緩い法規制のないものでいくのか、その辺については今後研究していく必要があるというふうには考えております。

それと、市街化調整区域の件でございますけども、これにつきましてはやはり農地法の縛りを受けておりますので、現時点では極端

な開発とか転用はないというふうには考えております。そういった中で、遊休農地いわゆる荒廃農地の問題があるのはあるんですけども、これにつきましてはやはり地権者の問題等もありますし、またどうしてもそういう地域につきましては道が案外ないといった状況の中で、今後もいわゆる遊休農地の問題については農業委員会を中心として頑張っていたらというふうには考えております。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 町が方針を出すようなことにしないと何でも取り組めへんと思えますよ。だから、市街化区域は特に都市防災上も緩衝地が必要になるわけですから、それらを指定させていただくとか、もう勝手に指定したというわけにはいけませんから、指定をさせていただくについても町が一定の方針を持っておらないと指定もできない。少なくとも地主の協力を得ていかないとあかんわけです。20年間の農地猶予でおいておられるところも市街化区域はあります。

しかし、そういうことも含めて都市空間がいかに関後必要かということになりますので、その空間確保という意味もあります。その隣、隣すべてができ上がっても、それは有効であるかどうかになりますけれども、水の緩衝という点では、せんだって豪雨のときに揖保川の河川公園をつくったところが皆流れましたわね。ああいうところでも、ああいういわゆる遊休、遊べる施設をつくって活用するということがあるわけですね。そういう点からは、何らかのときには遊水地になると。やむを得ん。そこは、通常は芝生の公園であるというようなことは本来、町の施策として計画的に取り組まなアカン。

今できよんのは、今回も道路の関係では40条で帰属することやとか、開発に伴う公園の帰属とか、こういうことがありますけども、それはもう狭隘なものが、それも一定のいわゆる宅地と同じ高さで造成されてるところですから、いわゆる遊水地の役割を果たせ

ない。そういうことの中での取り組みとして、これらのことが必要ではないかと。方向を出さないと取り組みもできんということなんですけど、その点はどうですか。

○議長（熊谷直行） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） ですから、先ほども申し上げましたように、いわゆる都市計画決定として扱うのか。都市計画決定まで扱わずに、いわゆる税だけの減免とか、そういうことで対応するのか。その辺については、今後研究、勉強していく必要があるというふうに考えます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 間もなく定刻の5時が来ますが、会議規則第9条第2項の規定によって、会議時間を延長します。

桜井議員。

○桜井公晴議員 後々また言いますから、次へいきます。

次に、事務・業務の明確化と契約等の改善についてという通告をしております。一応、これを読んでそのとおり一遍答えていただきたいと思いますのですが、給食センターで再三本来の管理運営業務から逸脱し、契約等において随意契約の執行により関係職員の処分に至った。なぜ、分掌に規定する権限以上のことができるのか問われます。説明を求めます。

これらの再発防止のためにも、施設等の整備は町長部局、管理運営は委員会と事務・業務の範囲を明確にすべきだと思います。その対応について説明を求めます。

それから、安心・安全の給食等のあり方については、給食センターの業務委託について、3年ではなくて一年一年検証することが肝要だと思います。その点について説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 教育次長。

○教育次長（塚原二良） お答えをさせていただきます。

まず、規定している権限以上のことができるのかということですが、当然できるものではございません。特別委員会等でも

説明を申し上げましたが、工事の実施時期については給食センターでございますので、どうしても夏休み中に完了をしたいという思いから所長の独断で業者の選定、安易な方法によって不適切な方向でそういう行為に移ったということでございます。不見識でまことに申しわけなく、深く反省をいたしております。

それ以降、関係各課と連絡調整を行って、決裁文書による合議だけではなく十分な説明、理解を得た上で、起業行為を行うこと等としまして、徹底して二度とこのような行為がないようにしていきたいというふうに考えております。

それと、業務の委託についてですが、これは平成20年度から学校給食の調理業務等の民間委託を実施いたしております。委託期間につきましては、業務の内容を考慮しまして、他の自治体を参考に大体3年から5年ということでございますので、業者の経営努力や安全性、効率性を図って安定した調理業務を行う上で3年ぐらいが妥当であろうというふうに考えておるところでございます。

また、検証でございますが、これにつきましては、調理業務委託の運営の状況の評価を行うために、学校給食の調理業務委託事業評価委員会というのを設置いたしております。年1回開催しまして、民間委託の運営状況について検証し、その評価を行っておるところでございます。検証の内容につきましては、委託業務の範囲を中心に日常点検を行って、給食全般業務については学校園の給食担当教諭また保護者の代表の方々のご意見をお聞きしながら、その意見を参考にして調理業務の向上を目指して確実、安全に履行していくために業者の指導、改善を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 施設等の整備は町長部局のほうでというご質問ですが、これは12月の議会で一般質問として出されました

事務分掌の内容のあり方で回答させていただいた内容と同じような回答になるわけですが、地方公共団体の町と教育委員会など行政委員会との関係につきましては、行政委員会は政治的中立性と安定性を確保する観点から町の指揮監督を受けないと。また、法律の定めるところによりまして、町と行政委員会はそれぞれに属する権限の範囲内において相互に対等かつ独立にその事務を執行いたします。事務分担につきましても、法令等によってそれぞれ規則で定めており、事務の補助執行または委任がない限り独立したものでございます。

施設等の整備を町長部局でということですが、いかなる設備を整備する場合におきましても施設を管理運営する部署が機能面と数多くのノウハウを持っておりますので、当然担当すべきであると思っております。

今回の施設改修の件につきましては、一職員のルールを逸脱した行為から発生したことでございます。事務の分担によるものでは決してございません。ただ、町全体としましては、適正な事務の管理、執行に努める必要がありますので、委員会との連携を図りながら、より一層指導の徹底を図っていきたいと考えております。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 それぐらいわかつとんや、そないなことは。先ほどの総務部長の説明もわからんではないんですよ。ただ、あくまで前にも言いましたように、センターの業務というのは6つでしょ。町の書いとるセンターの業務、給食センターの業務は次の業務を行うというて給食会計、それから献立、調理、配送、食缶、それから施設、設備、備品等の管理保全でしょ。それ以外にあらへんで、分担する、せんと言うたって。

それから、教育委員会の関係もそうです。あくまでなれたところがやるべきやというのは、そのことがわからんと言うてんじゃないんですよ。あくまで、施設整備については、

実際上の予算をよく聞いて、基本的にいうたら、ここでいうたら営繕を担当する者がよく聞きながら本来やるべきでないかと。ほいで、教育委員会のところでは、ほかには施設課とかいろいろ持った教育委員会があります。そこはそこでやってますわ。何もやってないと言うてません。だから、そういう点では、このような町の場合はどうなるかというたら、やはり実際上の管理運営はそれぞれ教育委員会、いわゆる管理している者がやる。施設の整備についてはそれを聞きながらやると。それは、予算を裏づけて施設整備にかかるわけですから、そういう点でいえば、このような町の場合ははっきりしといたほうがええんじゃないかと言うてんですよ。そういうことはわかってますよ。その上で、方向を整理しとくほうがええと思うんです。

せんだって議会在が上げたきのうの意見、そういうことについても、実際には安全・安心の給食を供給するということ、それから契約の問題では随契を繰り返して、そしてそれも随契の中の見積もりを業者が回るといような、そういうことまでやっていくようなことがあったわけでしょ。私は何ぼ考えても、こんなことが何でできるかと。できることがおかしいんでは。行政はそんなことないということが信用の上に立っとんや。何でできるんや、こないなことが。個人がそんな権限を持たないんやから、ここの行政の体質が持たないものができるような内容でしょ。だから、何もはっきりしないところが出てきとんじゃないですか。明確にしてないということです。業務外やないかと。業務外のことが何でもできるんやったら、だれも要らへん、決裁権限者も要らへんがな。現にできたからおかしいんやと言うとんの。違うんか。結果そうなつとうでしょ。何でできるんや。それにきちっと総括してへんやないかと。何でできたんかが問題なんや。だから、業務は分担しとくべきやと私は言いよんや。何がおかしい。そういうことやないか。ほいで、業務の規定もそうしかになってないよ。その辺をはっ

きりさせるべきでないかと。

給食業務というのは、安全で安心な給食を供給するに徹すべきやと。それも価格の高いものを何ぼでも出すんじゃない、やっぱり安価で安全・安心のものを供給する。当たり前のことです。そのときに給食業務の委託の問題も出てくるわけや。実際に直営で行っていたときとの絡みも何回も委員会で出ましたけれども、そのために業務内容も含めて契約内容も検証するということで、一年一年というのは変わっても何ら差し支えない量やから言うております。そのことがなかったら無駄遣いをするということにもなってまいりますので、その辺ははっきりしてください。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、施設の整備ということでございますが、これは本来もともと地方自治法の規定の中に学校のそういった校舎、その他施設及び教具その他の設備の整備に関することというのが教育委員会の職務規程として書かれておりますので、当然そういったことに基づけば、その教育委員会で管理するのが当然であるということでございます。

それと、なぜ職員が……

（桜井公晴議員「体制がないからあかんのやがな、こんな町は……」の声あり）

だから、それは体制よりも小さな町におきましてはそういったことがなかなか管理がしにくいと、逆にしにくいということでございますので、それぞれの行政委員会においてやるということを決めております。

それと、職員のその逸脱した行為ということでございますので、あくまで事務分掌の中においてできるということでございせん。先ほどから申しますように、あくまで個人のそういうルールを逸脱した行為であるということでございます。したがって、それに対して処分が出たということでございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 逸脱ができる太子町やで。

私はそう言いよんや。逸脱しても構へんのやというこっちゃ。処分もそういう、あの処分や。重大な契約が逸脱して何でできるんや。権限違うだろ。それが何で太子町できるんや。そのこと言いよんですよ。それが一番問題やがな。それは権限委譲しとう言うんと一緒にやで。

それと、随契でそんなことをやるのがおかしい。高値で、ほいで業者が回って見積書を持って回るような。それでちゃんと言うてるわけやから。床の工事も電気の工事もそういうふうに説明してんのや。ここでそんなことが何で許されるんや。それは絶対許されへんことやで。それを言いよんですよ。

それと、給食業務の請負も、やはりこれはあくまで毎年検証することによって経費の問題も違ってくるよと言うとんや。3年間保障するのはおかしいですよ。そういう点を言うてんです。それから、後またこれも言いますから。

次に、5つ目の子宮頸がんの予防についてに移ります。

私が、男子が言うのもなんですけども、いろいろ最近の報道、新聞、いろいろ見られた方が太子町でも助成制度はできないんやろかと、こういう話があります。そういう点から、私は今度の議会でもちょっと整理をして聞いておこうということで今回上げとるわけですが、子宮頸がんというのは年間約3,500人ほどの女性の死亡する要因になるとるようになります。これが、一応ほかのがんでは予防というのはなかなか難しいんですけども、子宮頸がんの場合はワクチン投与でかなり予防ができると、そういうようなことでありますので、これらのことが制度の導入はできないかというようなことでございます。

世界的な規模でいうたら、50万人が発症して、一応27万人が死亡すると、こういうふうに言われているのがこの病気でありますし、この国でも先ほど言いましたように1万人が発症して3,500人が死亡すると推計されるような状況があるわけですね。特に、小さな年

代のところからいろいろ予防が必要だと。発症率も若いほうで多くて、だんだん20代からの患者も増えていっているというふうに言われておりますし、予防もできる唯一のがんとも宣伝されております。

全部がワクチンで予防ができるとは限りませんけれども、有効性は10年から20年と、こういうようなことも言われているものでありますから、せめて太子町はほかのことは遅れてもこういうことはひとつ先行してはどうかと思えますけどね。皆さん、いろいろおっしゃる中でひとつその点いかがですか。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） この子宮頸がんワクチンにつきましては、非常に桜井議員さんのほうから詳しいご説明がございました。私のほうからはそれ以上つけ加えることはございませんが、今動きとしまして兵庫県の明石市が先月1月でございましたか、大きく新聞にも報道され、発表いたしました。内容は、小学校6年生から中学校3年生の女子を対象にして費用の全額を助成するというものでございました。ほかの県におきましても、幾つかの市町が既にそういった同様の処置をとっていたり、半額助成といったところの助成を行っておるところでございますが、本町におきましてはこのような全国の動き、また先のH i b ワクチンのところでも申し上げましたが、本来こういった有効な本当に画期的なワクチンというものでございますので、やはり定期接種が本筋かなという思いがいたす中で、それまでの間の措置としての助成制度について検討を行いたいという思いでおります。

今後の進め方等につきましては、やはり予算措置の問題もございまして、また国、県の動向、その辺、また近隣市町の取り組み等々も把握して、そこらを検討して判断に至りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 町長笑いよったけど、私は

先ほどからH i b ワクチンのほうも言いよったように、あちこち見て、たつのがやったからその動向を見てやりまひょかと、そないこと言うとなのは、はた見せんでもええと言うとんや、このことは自分とこで。

だから、明石が今度これで8,080万円要るそうですね、実際経費的には。どこまでどう要るんかようわかりまへんけれども、4万円から6万円かかると言われているというような状況ですから、どう計算するかはわかりませんが、今の子宮頸がんの検診でどういう動向が出てとるかによっても真剣に考えないといけないことでもあります。やっぱり早くからそれに取り組むことによって10年、20年とこのワクチンが効いて、そして命が助かることならば、それは大事なことやと思うんです。

ほいで、私も太子町の場合にどの程度の費用がこれによってかかるっていう確信はないけれども、少なくとも全国で次々またこれも出ていきよんですわ。最近で各県に1つぐらいが先行しよるわけ。だから、そういうことを含めて、太子も一つは本町の助成として出していつかはどうかと。それぐらいは先行したって罰が当たらんし、その辺のことを町長はどない思うとんかと言いよんねん。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） こういうワクチン問題、先ほどのH i b ワクチンもしかりなんです。私はいつも疑問に思うわけなんです。全国的にこれはこういう予防をしなくてはいけないということになれば、国が率先してそうしたワクチン接種というのは対応していかなければいけない問題であろうと、私はそのように思っております。

先般のH i b ワクチンの件でも12月定例会の質問で答弁させていただいたように、国なり県なりが対応しましたら私も考えるというところで、その中で今日までこのH i b ワクチンについてもほかいておったわけではございません。町長会等々、市町長会で、これは国のほうに、また県のほうにもちゃんと言う

べき問題であるということは私からも言わせていただきました。

そうした中で今も出てますように、これは明石が取り組んだと。明石は財政が豊かかもわかりません。本当に今末端行政で裕福で財政を執行しておるのであれば、私もどんどん考えさせていただきますが、やはり基本としては国を挙げてこうした接種は考えるべきだという考えを持っておりますので、本日の部長の答弁となったところでございます。動きがあれば私も早急に対応はまた考えていきたいと、このように思うところでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 桜井議員。

○桜井公晴議員 町長、承認されるかされんかということから始まったんや。ほいで、厚労省も承認するということになったんやな。それが、国がやるのを待ったらせえへんのや、今までから。ほとんどの施策は地方がやって、やむを得んさかいいうて国が乗っていったんや。ほやけど、社会保障費をどんどん削っている中では、国に期待しとったらでけへん。この地方に住んどったら安心できるかできんかの瀬戸際やがな。そういうことを私は言いよんや。そんなこと待って、そんなこと待とんやったら、ここでも私は言わんわけや。だから、必要なことを施策として、太子町に住んでよかったなと言えるような形が必要やから言いよんや。そやかい、追随は、国はなかなかそういうふうにはやりませんよ。2,200億円の削減のものもどんどんやっぱり現実に進みよん、前政権を批判しておきながら現政権もやとんや。そないなこ

としとったらだめなんや。それはどっかの聖域にメスを入れて、お金を調達するとどこか、ほいで削るべきところはどこかということを決めない限り、国はしない。社会保障費関係、医療費関係を削りよるわけやから。もともとそれを率先垂範してはやらへんのや。ほやから、H i bワクチンの問題も皆そうなんや。だから、地方がやることによって、やむを得ん追随するんや。老人医療費やったて昔はそうや。そういうことになってきとんですよ。それが地方の大きな役割や。地方をまねてやらないといけないことを国にさせる。そのために言いよんですよ。また、後々言いますわ。私はこれで終わったんじゃない。

終わります。

○議長（熊谷直行） 以上で桜井公晴議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますすが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の本会議は3月3日午前10時から再開します。

なお、3月3日の本会議は改めて開催通知はいたしませんので、ご了承願います。

本日はこれで延会します。

ご苦労さまでした。

（延会 午後5時12分）